
タイにおける

著作権侵害対策

ハンドブック

平成 24 年 3 月
文化庁

【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。掲載した情報は、平成 23 年 12 月時点で把握しているものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。

はじめに

世界各地において、映画、アニメ、音楽、ゲームソフト等我が国の著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版が多量に流通しており、文化的創造活動を保護し、国際的な文化交流を促進する観点から、放置することのできない深刻な問題となっています。海賊版への対策としては、権利者が自らの権利を守るために効果的な権利の執行（エンフォースメント）を行うことが不可欠です。

このため文化庁では、アジア諸国を中心に「権利の執行」システムに関する情報を収集・整理して国内の権利者に提供することを目的として、平成10年度から、韓国、台湾、香港、中国を対象として我が国の権利者が自ら権利執行する際に必要な各国の法制度等に関する調査を行い、そこで得られた情報をまとめた『権利の執行に関する協力事業』報告書』を作成して、関係の方々提供してまいりました。

さらに平成15年度からは、権利者が侵害発生国・地域で実際に訴訟等の権利行使を行う際に役立つよう、より実用的で即戦力となる手引書として、「台湾における著作権侵害対策ハンドブック」、「中国における著作権侵害対策ハンドブック」、「韓国における著作権侵害対策ハンドブック」、「ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック（イタリア共和国編）」及び「インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック－欧州編－」を作成しました。

これまで上記のハンドブックは、日本コンテンツの侵害が特に深刻な、中国、台湾、韓国を中心に作成してきたところですが、本年度は、対象を東南アジアに広げ、その中で日本コンテンツの流通が盛んであるとともに、侵害が多く発生しているタイをとりあげ、「タイにおける著作権侵害対策ハンドブック」を作成しました。

本ハンドブックの作成に当たっては、タイの **Price Sanond Prabhas & Wynne** 法律事務所に調査協力を頂き、また、原稿執筆等について、以下の方々（五十音順、敬称略）にご尽力を頂きました。

阿部 浩二 岡山大学名誉教授
重富 貴光 弁護士・弁理士（大江橋法律事務所）
辻本希世士 弁護士・弁理士（辻本特許法律事務所）
中島 康平 弁護士（苗村法律事務所）
苗村 博子 弁護士（苗村法律事務所）

本ハンドブックが、我が国の権利者の侵害国・地域における「権利の行使」の一助となれば幸いです。

平成24年3月

文化庁長官官房国際課

序	1
第Ⅰ章 タイにおけるコンテンツ産業と著作権侵害の状況	5
1. タイにおけるコンテンツ侵害の現状	5
2. タイ政府による著作権侵害対策	12
3. 民間業界における著作権侵害への取組み	16
第Ⅱ章 著作権紛争の解決	19
1. 著作権紛争解決手続の全体像	20
2. 違法複製物を発見したときの対処	21
3. 権利執行の相手方の特定	25
4. 証拠収集	25
5. 弁護士を選定・依頼	26
6. 委任状の作成	27
7. 警告	28
8. 刑事手続	30
9. 民事手続	32
10. 著作権の行政保護	35
11. 裁判外紛争処理	35
12. 税関等における措置	36
13. 著作物を保護するその他の制度を利用した手続	37
14. まとめ	37
第Ⅲ章 インターネット上の著作権侵害に関するインターネットサービスプロ バイダ等に対する権利行使	38
1. タイにおけるインターネット上の著作権侵害の現状	38
2. インターネット上の著作権侵害に対応するための法制度	40
3. 著作権侵害に対する対処方法	42
4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除	46
5. インターネットサービスプロバイダに対する削除要求の手続の流れ	48
6. 今後に向けての取組み	49

第Ⅳ章 タイにおける著作権紛争に関連する法制度等の概要	51
1. 日本の著作物に対するタイの国際条約上の関係	51
2. 著作権制度	52
3. 著作権法の保護対象物	53
4. 著作権の主体	55
5. 著作隣接権	56
6. 著作権保護の内容、取得、保護期間及び譲渡	57
7. 著作権の登録制度	62
8. タイにおける外国人の著作物に対する保護	76
9. タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護	76
10. 他の制度による著作物の保護	79
11. タイにおける著作権の集中管理	82
12. 著作権保護に関する公私団体の連絡先等一覧	83

資料編

参考資料 1 タイ著作権法の概要／構成	87
参考資料 2 タイ著作権法（日本語訳）	91

ハンドブック作成委員会委員（執筆分担）：

阿部 浩二	岡山大学名誉教授	序、参考資料 1 及び 2
重富 貴光	弁護士・弁理士（大江橋法律事務所）	第Ⅲ章
辻本希世士	弁護士・弁理士（辻本法律特許事務所）	第Ⅳ章
中島 康平	弁護士（苗村法律事務所）	第Ⅰ章
苗村 博子	弁護士（苗村法律事務所）	第Ⅱ章

監 修：

木下孝彦	一般財団法人比較法研究センター主幹研究員
菊本千秋	同 研究員
清水利明	同 特別研究員
不藤真麻	同 補助研究員

調査協力： Price Sanond Prabhas & Wynne (Bangkok, Thailand)

タイ王国（以下、「タイ」と称します。）では、1994年に全77条と経過規定から成る著作権法を制定し今日に至っています。それに関する個々の諸問題は以下の本文に詳細に述べることにし、ここでは、タイ著作権法制定の歴史的変遷と、それにみられる若干の特徴を述べ、次いで、本ハンドブックの序としたいと思います。

1. タイの著作権法制定の歴史的変遷

タイの著作権法は、Copyright Act, B.E. 2537 と呼ばれています。B.Eとは、Buddha Eraの略で仏暦のことであり、西暦でいえば1994年法といえます。

タイでは、1892年に国王ラーマ5世が王室図書館委員会を設け、そこに国王令の複製頒布の専権を与えられていたことを以て、タイ著作権法の萌芽と述べられています。近代における著作権法は、1901年法を始めとしており、それは、古くイギリスの1709年のアン女王の著作権法に範をとり書籍商に出版物頒布の専権を認めるもので、出版物の登録制度も設けていますが、それらは、文芸の著作物以外の著作物の保護を認めるものではありませんでした。

農業国であるタイも、世界的潮流の影響を受け、1886年に成立したベルヌ条約のベルリン改正規定（1908年）に、翻訳権については留保しつつ、1931年に加盟しています。それと同時に著作権法は改正され、内国民待遇、無方式主義、民事・刑事両面の制裁規定も導入されており、これは、「1931年文芸・美術の著作物の保護に関する法律」と呼ばれました。この法律の寿命は永く、1983年の著作権法が制定されるまで、タイにおける著作権法として存在しました。この1983年法も、タイがWTOの設立条約に加盟し、そのTRIPs協定に拘束されることになったため、1994年に現行の著作権法「Copyright Act, B.E. 2537 (1994)」が制定され、翌1995年3月21日に施行されたことに伴い廃止されました。その後、集積回路保護法（Layout-Designs of Integrated Circuit Act）が2000年に、営業秘密保護法（Trade Secret Act）が2002年に制定されました。

ちなみに、現在、タイは、ベルヌ条約パリ改正規定（1971年）と、WIPO設立条約及びWTO設立条約に加盟していますが、それ以外の著作権に係わる国際条約には加盟していません。万国著作権条約（UCC—1952年）にも、その設立会議には参加したが加盟せず、レコード保護条約（1971年）、ローマ条約（1961年）にも、WCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約—1996年）、WPPT（実演及び

レコードに関する世界知的所有権機関条約（1996年）にも加盟していません。

上記のように1994年に現行著作権法の制定以来、技術の進歩に伴う著作権界の変化にそれが十全の適応を示しているとはいえ、タイ国内においてその改正が主張されています。1994年法は、ベルヌ条約に従い、無方式主義をとり、著作権の登録制度はあるものの、それは著作権に関する記録の保持にすぎず、著作物の固定も要件ではなく、アイデアの表現が創作的であれば著作物として保護されます。また、日本法と同じく著作権の二元主義、すなわち、著作財産権と著作人権の二元主義を採っています。著作財産権の保護期間も、ベルヌ条約に従い、著作者の生存中及びその死後50年を原則としており、著作権の制限規定もあり、明文はされていませんが、いわゆるフェア・ユース（fair use）の概念もタイ著作権法は採用していると解されているようです¹。著作権の侵害に対しては、民刑事両面からの制裁規定をもち、著作権の侵害者に科される罰金の2分の1を、著作権者は裁判所に請求できるというユニークな興味ある規定もみられます（第76条）。

2. タイにおける情報伝達手段の普及と著作権保護

インターネット社会の進展がタイに及ぼす影響は大きく、その負の面として著作権者の許諾なくして著作物が他者に対して伝達され、また違法なコピーが大量に作成される危険性は増大しました。これらに対し、WCTやWPPTの水準に適合することを意図し、その対策を執る姿勢はあるのですが、その歩みは極めて遅いのが現状です。政情不安という政治的要素からみて、対策への取組みについてはその予想は立ち難いというのが一般の評価です。この対策のための基本的な視点として、(1) デジタル時代に即応する著作権者の保護、(2) 権利の集中管理体制の整備、(3) 違法行為の質・量に応じた制裁体制の整備の3点を挙げています。

これらの立法に向けての動きとは別に、現行法に基づく、また、改正法に期待する権利の実現の保障、法の適正な執行という問題もタイでは採り上げられています。権利の実現、法の適正な執行については、タイにおいては警察の機能を重視しなければなりません。タイにおいて、警察は、国民の生活の安全を図ることを第一の任務とはするが、同時に、それは、著作権問題についての処理も重要な任務とされており、著作権法は、第67条、第68条に、著作権法に定める公務員

¹ タイでの調査（2011年11月29日～同12月2日）の際、タイ映画協会連盟（FNFAT）、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）から「タイでは“フェア・ユース”の主張が成り立つため著作権侵害を押さえにくい面がある」旨の発言があった。なお、米国のフェア・ユースとの異同については確認していない。

を刑法に基づく公務員とし、著作権法違反にあたり、捜査、立入り、差押え、押収等の権限が与えられており、それが著作権法（現行）内に明記されているという特徴を示しています。

これら著作権法に規定する刑法典に定める公務員とみなされる担当官は、著作権法のみならず、関税法、検閲法、消費者保護法、製造物責任法その他の民事・刑事に関する法律を援用してその責にあたることとなります。これら、いわば伝統的な法律に加え、政府は、違法な光ディスクの製造防止のために、光ディスク製造法を制定し、光ディスクの製造業者に対し、その製造数や製作機械の登録、更に作成されたディスクに製作のサインと符号（Code）を付すことを求めています。

映画やビデオについては、映画ビデオ法があります。近年、映画界や外国からの要請をうけて改正されており、それは、もともとタイにおける映画の製作、料金や頒布について監視するためのものであって、映画を映画館内で直接ビデオカメラで盗撮・複製する行為についてまで規制するものではありません。しかし、映画館内における映画の盗撮が頻繁に行われ、それがタイの映画のみならず、外国とりわけアメリカ映画について行われるようになり、国際的な問題にまで発展してきました。この映画館内における映画全部の盗撮複製（いわゆる Camcording（カムコーディング））は、IIPA によって、アメリカ映画については、2010 年には、その前年 2009 年より 48%多くカムコーディングされていると報告されています。このために、映画盗撮防止法の制定が考えられましたが、法制委員会からそれを特別法（sui generis 法）とせず著作権法中に収めて制定してはどうかとの提案がなされ、現在、知的所有権部（DIP）が小委員会を設けて審議中ですが、国会に法案として提出するまでには至っていません。

3. タイにおける著作保護に関する法整備の課題

タイにおいて、現在考えられている著作権にかかわる法制度やその修正の若干に触れておきたいと思います。著作権法を修正し、著作権侵害に対応しようとする試みについては、まだその見直しは明るいとはいえそうにありません。著作権法修正以外には、タイ政府の試みとしては、WIPO のインターネット条約への対応、著作権を侵害する物品と知ってその製作者や頒布者から購入する消費者に民事・刑事の懲罰規定を適用すること、インターネットサービスプロバイダの有責規定、著作権を保護する技術的装置に関する法律と、その保護技術を回避しようとする行為に関わる法律の制定等が挙げられます。

4. 著作権保護をめぐる我が国とタイとの関係

日本とタイの間には、「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下、「日本・タイ経済協力協定」と称す。）（Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an economic partnership, 2007）が締結されています。これは、JTEPA と略称されています。この JTEPA の第 10 章は、TRIPs 協定に定められている事項と同一の事項が多く定められており、そのなかには、知的財産権一般について触れられ、その第 133 条は、とりわけ著作権と著作隣接権について規定しています。

JTEPA の第 122 条により、日本及びタイには次のように約定します。すなわち、「・・・知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。」と。

日本とタイは、当然のことながら、ベルヌ条約や TRIPs 協定の遵守を確認し、内国民待遇の向上へ向けての運動にも触れています。JTEPA は、その小委員会を設置してその遵守についての検討や、両国における国民の知的財産保護の意識を高める方策について検討することにも触れています。

5. タイ著作権法の特徴

タイが著作隣接権に関するローマ条約（1961 年）に加盟していないことは前述のとおりです。にも拘わらず、タイ著作権法（1994 年）は、その第 44 条から第 53 条まで、及び第 61 条から第 66 条まで実演家の保護について規定しています。ローマ条約が実演家以外に保護を規定するレコード製作者や放送機関についての規定は見当たりません。実演家だけであるにせよ、その保護が著作権法中に規定されていることは、タイ著作権法の特徴のひとつといえると思います。

現行日本著作権法が昭和 45（1970）年に制定された当時、日本はローマ条約の制定会議（昭和 36 年—1961 年）に参加はしましたが、それに加盟し締約国として効力が発生したのが平成元（1989）年であったことと対比すると、タイにおいては実演家のみが規定されているにせよ、興味深いものがあります。

第 I 章 タイにおけるコンテンツ産業と著作権侵害の状況

本章では、タイにおけるコンテンツ侵害の現状を概観した上で、それぞれの侵害の状況を整理します。特に、侵害の状況については、映画、アニメ、マンガ、キャラクター、テレビ番組（実写）、ソフトウェア／ゲームソフト、音楽の類型毎に主な侵害態様を取り上げます。また、これらの侵害に対する政府や民間業界の取り組みについても触れます。

1. タイにおけるコンテンツ侵害の現状

タイのコンテンツ産業における侵害の現状を教えてください。

タイにおいて、コンテンツに関する著作権者を保護する法制度は整備されており、タイ政府によって知的財産権に対する意識向上のための取り組みもなされています。これらの法制度や政府の取り組みについては本章「3. 民間業界における著作権侵害への取組み」で説明します。

それにもかかわらず、海賊版光ディスクの製造及び流通、インターネットにおける海賊版の違法ダウンロード（第 III 章で説明します）、ケーブル及び衛星信号の窃盗等あらゆるコンテンツの著作権侵害行為がタイ全土であふれています。

映画業界では劇場映画の盗撮が急増しており、海賊版光ディスクの製造は正当な著作権産業が確立されることに対する主要な障害の一つであると報告されています（もともと、これに対処するための近時の取組みは本章「3. 民間業界における著作権侵害への取組み」で説明する光ディスク製造法 B. E. 2548（2005 年）を通して行われています。）。

タイにおける著作権侵害による損害は拡大しており、その侵害の程度は依然としてアジア地域において高い水準にあります。例えば、ビジネスソフトの違法コピーによる損害額は 2008 年の 335 百万アメリカドルから 2009 年には 367.8 百万アメリカドルに達し、違法コピー率も 2008 年の 76 パーセントから 2009 年は 77 パーセントに上昇しており、その多くがアジア地域における中央値を上回っています²。

世界経済の低迷とともに、著作権侵害行為がタイの創造産業を荒廃させていま

² 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』321 頁。同報告書は、毎年公表され、タイにおける著作権侵害に関する最も包括的な研究です。タイでは、一般に公開されている統計が多くないことから、本ハンドブックの統計値の多くはこれに依拠しています。

す。2008年には、正規の音楽製品の店舗販売は40パーセント減少し、レコード会社の中には、従業員を解雇し、さらには廃業した会社もあります。2009年には正規の音楽製品の店舗販売はさらに17パーセント減少しています³。

また、海賊版商品の流通も依然としてタイの重要問題であり、海賊版商品は、路上、小売市場及びショッピングモールで多く見かけられます。スクンビット、シーロム、プラトゥーナム、ラムカムヘン、バンランプー、パッポン等のバンコクの観光地区及びプーケット、サムイ島、パタヤ、チェンマイ、クラビ等の観光地では各種の海賊版光ディスク（MP3、オーディオディスク、CD、DVD、VCD、ブルーレイディスク、中国からの輸入CD等）が並べられており、また、バンコクの大型ショッピングセンターの多くでも海賊版商品が陳列されています。海賊版商品を取り扱う個人の路上店舗の閉鎖等部分的には法執行の取り組みが成果を挙げていますが、多くの業者がインターネット販売に切り替えるといった対抗策を講じています。

タイ政府による近時の取り組みにもかかわらず、海賊版光ディスクの製造は依然として深刻な問題です。海賊版光ディスクの工場生産は減少の兆候もありましたが、より高い水準の模造行為並びにインターネット上あるいは携帯機器による違法コピー及び出版物等の違法コピー等の他の形式の著作権侵害によって成果は帳消しになっており、これらの一部には輸出されるものも含まれています。タイは、中国、台湾、香港とともに海賊版コンテンツの有数の輸出国であり、海賊版光ディスクは国内流通だけを目的として製造されているわけではありません。他方で、これに関連して、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）は、タイが輸出だけではなくタイ・マレーシア国境経由で中国から海賊版CD等を輸入していると伝えています。

王立タイ警察の経済犯罪取締部（ECD）及びテクノロジー犯罪取締部（TCSD）並びに特別捜査局（DSI）は、取締りを求める著作権者に応えて刑事手続上の強制捜査を実施することで権利保護を支援してきました。しかしながら、これらの取締りは、ショッピングモールの経営者や製造施設よりも小売店のような小規模な事業者を主たる対象としており、したがって全体の違法コピー率や損害への影響はごく限られたものとなってきます。例えば、2011年1月12日にラチャブリ県のある市場で実施された強制捜査では、6万5000点以上の海賊版映画、音楽、カラオケディスクが押収され、著作権侵害者らも検挙され著作権侵害で起訴されました。このような強制捜査はプーケット県パトンやノンタブリー県でも実施され、相当数の侵害品の押収と検挙を記録しています。しかしながら、これらの取

³ 国際知的財産権連盟（IIPA）・前掲注1・321-322頁。

り組みにもかかわらず、当該地域ではなお海賊版商品が流通しています。

タイの著作権者及び日本を含めた多くの海外の著作権者がタイにおいて著作権侵害の被害を受けており、特に日本の音楽、映画、マンガの海賊版はごく普通に商品として陳列されており、生産され続けています。

映画に関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

映画は著作権法（本章「3. 民間業界における著作権侵害への取組み」で説明します）において「映画の著作物」（cinematographic work）や「映画」（film）に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。映画の海賊版 CD、DVD 及び VCD はおそらく最もありふれた著作権侵害であり、製造販売が続けられています。海賊版映画は観光地やバンコクの大型ショッピングセンターにおいて依然としてよく見かけられます。

劇場における映画全編の盗撮も増加しています。国際知的財産権連盟（IIPA）『2011 年版スペシャル 301 条報告書』によれば、アメリカ映画全編の違法盗撮の認知件数は 2009 年から 2010 年にかけて 48 パーセント増加したと記されています⁴。

映画の著作権侵害は、シグナル・パイラシーによっても行われています。シグナル・パイラシーとはケーブル及び衛星放送で放映された映画やテレビ番組を無許可で転送・再送するものです。国際知的財産権連盟（IIPA）によれば、シグナル・パイラシーは特にバンコク以外の地域で根強くはびこっています。

国際知的財産権連盟（IIPA）によれば、インターネットや携帯機器を利用した映画の著作権侵害は 2010 年以降急増しており、この問題については第 III 章で取り上げます。インフラの急成長とプロバイダ料金の低廉化により、多くのタイ国民が、インターネットにアクセスし、著作物をダウンロードによって提供するウェブサイトを開設することが可能になりました。タイでは P2P 及びディープリンキングサイトが普及しており、著作権侵害者が映画をアップロードし容易にダウンロードできるように流通させることを可能にしています。タイにおいて映画はビットトレントインデックスサイト、トラッカーサイト、電子掲示板、ソーシャルネットワークサイト、ブログ及びサイバー・ロッカー等を通じて入手しやすいものとなっています。

⁴ タイ政府及び経済犯罪取締部（ECD）は、この問題に対処する格別の処置を講じられておらず、映画盗撮防止法案の審議も行き詰まっています。

アニメに関するコンテンツ侵害の実態と代表的な被害の実例を教えてください。

アニメは、著作権法において「美術的著作物」(artistic work)や「映画」(film)に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。映画と同様、アニメについても、海賊版 CD、DVD 及び VCD が製造販売されており、タイの観光地やバンコクの大型ショッピングセンターにおいてよく見かけられます。

マンガに関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

マンガは、著作権法において「美術的著作物」(artistic work)や「文芸の著作物」(literary work)に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。違法コピー及び無許可翻訳が「文芸の著作物」のコンテンツ侵害としてよく用いられる方法ですが、報告されている限りでは「文芸の著作物」の侵害は、マンガやその他の文芸作品ではなく、教材に関するものが大部分を占めています。

キャラクターに関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

キャラクターは、著作権法において「美術的著作物」(artistic work)や「文芸の著作物」(literary work)に分類されると考えられ、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。キャラクターに関するコンテンツ侵害は、映画、音楽、ソフトウェア等のコンテンツ侵害ほどに報告されているわけではありません。

キャラクターに関する著作権侵害が問題となった有名な事例としては、ウルトラマンの利用権に関する株式会社円谷プロダクションとタイの制作会社であるチャイヨー・プロダクションの法的紛争が挙げられます。この事件はタイの法制度において著作権侵害に関する法的紛争がどのように処理されるかを示す顕著な例です。この事件は10年以上前に提起されたものであり、タイの最高裁判所が円谷プロダクション勝訴の判断を示すまで様々な論点が争われましたので、その全てを詳述することは本ハンドブックの範囲を超えていますが、訴訟の経過は概ね以下のとおりです。

チャイヨー・プロダクションは、円谷プロダクションとの契約に基づき、債務の支払に代えてウルトラマンキャラクター及びウルトラマン作品に関する日本以外の国での独占的利用権を取得したとしてこれに関連するビジネスを展開していました。これに対して、円谷プロダクションが同契約が無効であると主張してタイにおいて訴訟を提起しました。

第1審の知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）では、2000年4月、チャイヨー・プロダクションを創設した代表者勝訴の判決が下されました。

一方で事態をさらに複雑にさせたのは法廷闘争の間にチャイヨー・プロダクションが独自のウルトラマンキャラクター（ウルトラマンミレニアム、ダークウルトラマン及びウルトラマンエリート）を制作したことです。これらのキャラクターはステージショーとグッズ販売に使用されました。さらに、チャイヨー・プロダクションは、プロジェクトウルトラマンという中国での合弁事業において、これらのキャラクターのテレビシリーズも制作しました。

円谷プロダクションは2006年にチャイヨー・プロダクションの新ウルトラマンキャラクターに関して著作権侵害と盗用を理由に同社に対して新たな訴訟を提起しました。2007年4月、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、円谷プロダクション勝訴の判断を下し、チャイヨー・プロダクションに対し、独自のウルトラマンキャラクターを使用したビジネスの停止及びオリジナルのウルトラマンキャラクターの使用停止を命じました。ただし、同判決ではチャイヨー・プロダクションの初期のウルトラマンシリーズの利用権が認められました。

円谷プロダクションは2000年4月の知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）判決に対しタイの最高裁判所に上告し、同裁判所は2008年2月に同社勝訴の判決を下しました。タイの最高裁判所は、上記契約に係る契約書が偽造であると判断しました。そして、円谷プロダクションがウルトラマンキャラクター単独の著作権者であり、チャイヨー・プロダクションの代表者はウルトラマンの共同創作ではないと判断し、代表者に対してウルトラマンのキャラクタービジネスの停止と損害賠償金1070万タイバーツ及び訴訟提起日である1997年12月16日から支払済みまで年7.5%の割合による利息の支払を命じました。

なお、同紛争は日本の裁判所においても審理され、国際裁判管轄の有無等が争点となっています。東京高等裁判所平成15年12月10日判決裁判所HPでは、タイの最高裁判所の判断とは異なり、上記契約書は真正に成立したものと判断されています。

テレビ番組（実写）に関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

テレビ番組は、著作権法において「映画の著作物」(cinematographic work) や「放送の著作物」(broadcasting work) に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。映画と同様、テレビ番組（主としてアメリカの番組）についても、海賊版 CD、DVD 及び VCD が製造販売されており、タイの観光地において容易に見つけることができます。テレビ番組のコンテンツ侵害もまたケーブル及び衛星放送のシグナル・パイラシーやインターネットを介しても行われています。

アジア・ケーブル及び衛星放送協会 (CASBAA) は、タイにおけるテレビ番組の著作権侵害に関して填補されるべき純損失は 2010 年で 241 百万ドルを超えると推定しています。

ソフトウェア／ゲームソフトに関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

ソフトウェア及びゲームソフトは「文芸の著作物」(literary work) や「コンピュータ・プログラム」(computer program) に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。ゲームやその他のコンピュータ・プログラムに関する海賊版ソフトウェアはタイにおいて製造され、有体物として又はインターネットを経由して流通しています。国際知的財産権連盟 (IIPA) によれば、タイにおいてソフトウェア産業に最も損害を与えているのは、職場におけるライセンスを受けていないソフトウェアや海賊版ソフトウェアを使用することであり、2010 年のタイのパソコンソフトの違法コピー率は 73 パーセントと推定されています。ビジネスソフトやゲームソフトを記憶した海賊版ディスクを観光地で見かけることは多くありませんが、バンコクの多くの大型ショッピングセンターでは普通に見かけられます。海賊版ソフトウェアが店頭販売時にコンピュータに搭載されていることもあります。

音楽に関するコンテンツ侵害の実態について教えてください。

音楽は、「音楽の著作物」(musical work) や「録音(物)」(sound recording) に分類され、タイ法の下で著作権侵害に対する保護を受けることができます。海賊版音楽 CD もタイにおいて製造販売されており、依然として観光地や大型ショッピングセンターにおいて容易に見つけることができます。映画やテレビ番組のコンテンツ侵害と同様、インターネットを通じて行われる音楽のコンテンツ侵害も深刻さを増している問題です。タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会(TECA)によれば、有体物の海賊版音楽は減少しており(MP3形式の音楽ファイルを編集したCDのみ現在も流通しています)、インターネットや携帯機器を利用したデジタル形式の海賊版にとって代わられています。タイだけでも違法音楽ダウンロードを提供するウェブサイト数は4000を超えると推定されています。

2. タイ政府による著作権侵害対策

タイ政府は著作権侵害に対してどのような対策をしていますか。

タイは、著作権を承認し著作権侵害から保護するための重要な法律を有しており、また、知的財産権侵害問題全般を処理する機関を設立しています。タイにおける創造的かつ芸術的著作に関する権利を保護する主要な法律は著作権法 B. E. 2537 (1994 年) (改正著作権法) です。著作権法の具体的な規定については本ハンドブックにおいて必要に応じて説明します。

その他にタイにおける海賊版製造対策に取り組むために重要な法律は光ディスク製造法 B. E. 2548 (2005 年) (ODPA) です。同法は、確認されている全ての光ディスク製造施設を規制すること及び地下施設での製造を停止させることを目的としており、製造業者に知的財産庁 (DIP) への報告と機械設備及び生産ディスク枚数の登録を義務付けるとともに、追跡のためにディスクに記号やコードを記入することも義務付けています。同法に基づき政府職員は法令を遵守しているか調査するために製造施設に立ち入る権限を有しており、同法違反に対しては 100 万タイバーツ以下の罰金と 5 年以下の懲役が科されます。

タイ政府は、タイにおけるタイ映画及び海外映画の製作需要の高まりを受けて、映画の著作権侵害問題に間接的に取り組むために、近時、映画ビデオ法 B. E. 2551 (2008 年) (FVA) を改正しました。タイでは、同法に基づき、映画の製作、評価又は配給を監査するための映画映像検閲機構が設立されており、同機構は、具体的には、映画がタイで上映、貸出、交換又は販売されるべきかの調査と評価、映画の広告の許可、タイでの海外映画の撮影の取締り、タイの評価システムに基づく映画の検閲等の活動を行っていました。この映画ビデオ法の改正により、映画供給業者は、タイで DVD を販売、交換、又は貸出することに関し許可を取得することを義務付けられました。これにより、警察は著作権者からの申立てがなくても無許可業者を逮捕することができます。加えて、映画の内容表示に関する必要事項もより厳しくなっており、改正映画ビデオ法に従わなかった場合には 50 万タイバーツ以下の罰金及び 1 日につき 1 万タイバーツの追加の罰金が科されます。

これらの法律に加え、知的財産権侵害全般や著作権侵害を重点的に取り扱う様々な政府機関が存在します。

主要機関として、知的財産・国際貿易裁判所 (IPIT 裁判所) が挙げられます。同裁判所は、著作権、商標、特許等の知的財産関連事件を取り扱う第一審裁判所

です。知的財産庁（DIP）は、商業省が管轄する政府機関であり、タイの著作権侵害問題に対処するための政策展開及び法執行の役割を担っています。知的財産庁（DIP）は主として他の政府機関や民間団体と協調して、著作権者の権利強化、政策の策定、著作権に関連する法律に関する一般的な助言（インターネット上の著作権侵害を対象とするものが増加しています）、著作権の重要性に関する啓蒙活動及び著作権侵害と法執行に関する統計データベースの整備を担っています。また、知的財産庁（DIP）は著作権法の改正やその他の新法制定に関する助言でも重要な役割を担っています。加えて、最近、知的財産庁（DIP）は83億タイバーツの予算をIP調整センターの設立に配分しました。これは、著作権侵害の抑止に関連する全ての執行機関（経済犯罪取締部（ECD）、テクノロジー犯罪取締部（TCSD）、特別捜査局（DSI）、タイ検察庁、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）等）をつなげることで、著作権侵害により損害を受けた者の便宜のためにワン・ストップ・ショップとして効果的に機能しようとするものです。また、著作権法は、規則制定に関する助言、局長の命令に対する不服申立ての判断、著作権者等の団体の奨励及び支援を行う官民双方の委員からなる著作権委員会の設立を要求していますが、現在、著作権委員会は、知的財産庁（DIP）の一部として著作権会議という形で存在しています。

撲滅作戦といったような人目を引くキャンペーンは定期的にタイ当局により行われ、大量の製造機器と何百万もの海賊版ディスクの押収に成功しています。政府はまた、国の著作権侵害に対する法執行を優先的に行う「危険地帯」及び「要注意地帯」という対象地域をリスト化しました。法務省の部局である特別捜査局（DSI）と王立タイ警察も経済犯罪取締部（ECD）の下でキャンペーンが効果を上げるように支援しています。

業界団体も独自に著作権侵害対策を実施しており、例えば、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）は、2011年1月から10月において、経済犯罪取締部（ECD）に働きかけ、148回の強制捜査を行いました。タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）によると、この間だけで、音楽の著作権侵害者に5200万タイバーツを超える損失を与えたと推定しています。

このような対策は、タイが著作権の保護に真剣に取り組んでいることを示していますが、国際知的財産権連盟（IIPA）は、執行への取り組みが不十分で抑止力のないものと考えています。また、著作権者の利益のために厳正な法執行を行うことに対しては、タイの大多数の国民が不満を抱いているのが現状です。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は規定にしたがって著作権侵害者を罰していますが、量刑や罰金額はしばしば厳しくないものになっています。その結果、タイは、知的財産権の適切かつ効果的な保護又は知的財産権を信頼する米国民へ

の公平公正な市場参入を提供していない国として、米国のスペシャル 301 条報告書において優先監視国に指定された 12 か国のうちの 1 か国となっています。

著作権侵害対策に関する法改正の動向はどうなっていますか。

著作権侵害対策を完結させるにあたって未解決の重要な立法があります。特に、一連の問題に関する著作権法の改定案がありました。これらの改正案が直ちに可決される可能性は低いと考えられています。改正項目としては、WIPO インターネット条約の国内実施、製造業者や販売業者の対極にある海賊版商品の使用者の民事責任及び刑事責任、インターネットサービスプロバイダの責任規定、技術的保護手段と違反者への罰則に関する規定並びに著作権法で使用される定義の変更が挙げられます。

また、劇場映画の盗撮に対する立法は、2010 年に内閣において大筋で承認され、法制委員会に提出されました。法制委員会は、著作権法の罰則規定により対応できると主張しており、現在、知的財産庁（DIP）が同案の問題点に関して再審議するために小委員会を立ち上げました。

地主／家主責任法案は、侵害行為のための物理的空間ないしデジタル空間を提供する者にも責任を負わせるために起草されました（要するに、インターネットサービスプロバイダを含めた著作権侵害者の地主／家主は彼らの敷地内／建物内で行われる著作権侵害行為に対して責任を負うこととなります。）。同法案は内閣に提出されましたが、さらなる考慮が必要であるとして商務省に戻されました。その後、さしたる理由も明示されないまま同法案は否決されました。知的財産庁（DIP）は、現在、別の選択肢として、インターネットサービスプロバイダ責任に特化した法案を準備しています。

また、財務省は、近時、税関当局が輸送中の物品を押収することを認める関税法の改正を承認しました。この法案は内閣によって承認され、審査のために法制委員会に提出されました。

さらに、知的財産庁（DIP）は、コンピュータ犯罪法を改正して知的財産権の侵害を同法所定の犯罪に含めるよう提案しています。同法によれば、当局は知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）にウェブサイトの閉鎖を申請できます。

また、具体的な立法を超えて、タイは「創造的経済戦略」を実施しており、知的財産権に関する国民の意識を高め、また、知的財産権に関する教育計画を支援するために創造的経済に関する国家委員会を設立しています。

著作権保護に関する国際協力への取組みについて教えてください。

タイは、ベルヌ条約の加盟国であり、世界知的所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）の加盟国でもあります。また、過去数年間で特許協力条約やパリ条約にも加盟しました。ただし、WIPO 著作権条約（WCT）及び WIPO 実演・レコード条約（WPPT）にはいまだ批准していません。WTO の加盟国となった結果、タイは知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）に拘束されます。

知的財産権の保護と執行に関する世界の状況をまとめた 2011 年版スペシャル 301 条報告書の中で、米国は、タイ政府の上級職員が知的財産権の保護と執行を引き続き改善する旨の誓約をしたことを歓迎すると表明しました。タイと米国は、タイ・米国創造的パートナーシップ協定といわれる連携を構築しており、知的財産問題はこの連携により取り組む問題の 1 つとなっています。しかしながら、この連携から知的財産問題に関する明確な提案や指令はいまだ発せられていません。

2007 年、タイと日本は、日本・タイ経済協力協定を締結しました。日本・タイ経済協力協定第 10 章は知的財産権全般（及び TRIPs 協定で規定されている事項の多く）を取り扱っており、第 133 条が著作権及び関連する権利について規定しています。第 122 条において日本とタイは、「・・・知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保し、知的財産の保護に関する制度の効率的なかつ透明性のある運用を促進し、並びに侵害、不正使用及び違法な複製に対する知的財産権の行使のための措置をとる。」ことを合意しています。

また、両締結国は、TRIPs 協定、ベルヌ条約並びにパリ条約第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条に定める義務を履行することについての約束を再確認しています。日本・タイ経済協力協定のその他の条項では、自国民に与える待遇を他方の締結国の国民に与えること、知的財産に関する行政上の手続の簡素化及び調和、知的財産の保護についての啓発と権利行使（民事的救済と刑事的制裁を含む）を促進することが要求されています。また、日本・タイ経済協力協定は、第 10 章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと及び知的財産の保護を強化する方法等を討議するために知的財産に関する小委員会を設立することも求めています。

3. 民間業界における著作権侵害への取組み

タイにおいて蔓延する著作権侵害に対抗するために現地の又は国際的な業界団体が行っている活動は報道発表やマスコミ報道によって知ることができます。著作権侵害撲滅運動を積極的に実施している国際的な団体としては、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）、国際レコード産業連盟（IFPI）、米国映画協会（MPAA）が挙げられます。また、著作権の執行に活動的な国内の業界団体としては、タイソフトウェア産業協会（ATSI）、タイ映画協会、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）等があります。

映画業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

タイには映画産業に関する多くの団体があり、タイ映画監督協会（TFDA）、タイ映画協会（MPA）、タイ・エンターテインメント産業協会（TENA）、タイ映画協会連盟（NFTFA）等が含まれます。

その1つであるタイ映画協会連盟（NFTFA）は1991年に設立され、著作権侵害行為を停止させ、又は防止する方法を確立することが目的の一つとされています。ただし、著作権侵害に対してどのような活動を行っているかは必ずしも明らかではありません。私企業においては、著作権侵害に対してより毅然とした対策を講じているところもあります。

タイ映画協会（MPA）は米国映画協会（MPAA）の海外を管轄するモーション・ピクチャー・アソシエーションによって1997年に設立されました。タイ映画協会は、2005年、王立タイ警察トンロー警察署の警察官とともにバンコクにある海賊版とポルノの光ディスク製造販売施設に強制捜査を実施しました。これにより4名を検挙し48台のDVD-R作成機と3万1400枚の海賊版DVDを押収しました。同年だけでタイ映画協会は刑事訴追に至った1000件以上の事件に関して政府当局や警察官を支援しています。さらに、最近では、知的財産庁（DIP）とともに盗撮防止キャンペーンを行い、映画産業における著作権侵害への意識を高める最良の広告活動だったとして表彰を受けています。王立タイ警察による海賊版光ディスクの製造工場に対する強制捜査にも引き続き協力しています。また、タイ映画協会はタイの映画業界が行っているタイにおいて世界知的所有権の日を推進する取組みをしていることを賞賛しています。

テレビ番組業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

テレビ番組業界には、著作権侵害に対する大きな活動はありません。

タイ・テレビジョン・プール（TPT）はタイ政府が設立し運営している協会であり、タイ全土での無料放送の配給を監視しています。そのメンバーは、いくつかのケーブル局とタイで無料視聴できる主要局で構成されています。タイ・テレビジョン・プール（TPT）は、タイの地元チャンネルで海外番組を放送できるよう海外番組の著作権者と調整する等の活動を行っていますが、そのような番組の著作権侵害に対する活動は特に行っていないようです。

アニメ・ゲーム業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

タイ・アニメーション・CG協会（TACGA）は2006年に設立され、ICT省、商務省及び工業省から強い支援を受けています。タイ・アニメーション・CG協会（TACGA）には50人以上の法人会員と数百の個人会員が所属し、主として展示会、受賞式展又はその他のイベントを通じて創造産業としてのアニメを促進させることを目的としています。タイ・アニメーション・CG協会（TACGA）は、著作権侵害への対応に重点を置いているわけではありませんが、前述した「創造的経済戦略」を実施するイベントには参加しており、同戦略では、知的財産権に関する国民の意識を高め、また、知的財産権に関する教育計画を支援することにも重点が置かれています。

音楽業界では著作権侵害に対してどのような活動をしていますか。

タイの音楽業界には主として海外音楽の著作権管理を行う団体が3つあります。ミュージック・コピーライト・タイランド（MCT）、フォノライツ（Phonorights）、そして、これら2団体の共同出資によって設立されたMPCミュージック（MPC）の3団体です。これら3団体に関しては第IV章「1.1. タイにおける著作権の集中管理」で説明しますが、いずれの団体も積極的に著作権侵害に対して対処しているわけではありません。

他方で、タイにおける主要な音楽の著作権者は、著作権侵害に対抗するための取組みに積極的に関与しています。とりわけ、RSプロモーション、GMMグラミー

及びソニー・ミュージック・タイランドは、前述の撲滅作戦のような注目を浴びる強制捜査に関連して経済犯罪取締部（ECD）と連携しています。

また、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）は、タイにおけるトレントトラッカーサイトやサイバー・ロッカーの利用取締りに取り組んでいます。

音楽産業における著作権に関する侵害は、海賊版音楽の製造販売だけでなく、著作物のロイヤルティの徴収の面でも起こっています。特にカラオケパーラーや他の娯楽施設を運営する民間企業は、著作権者でない者が当該娯楽施設で流れている音楽の著作権者を装ってロイヤルティの支払を不当に要求してくることがあると訴えています。

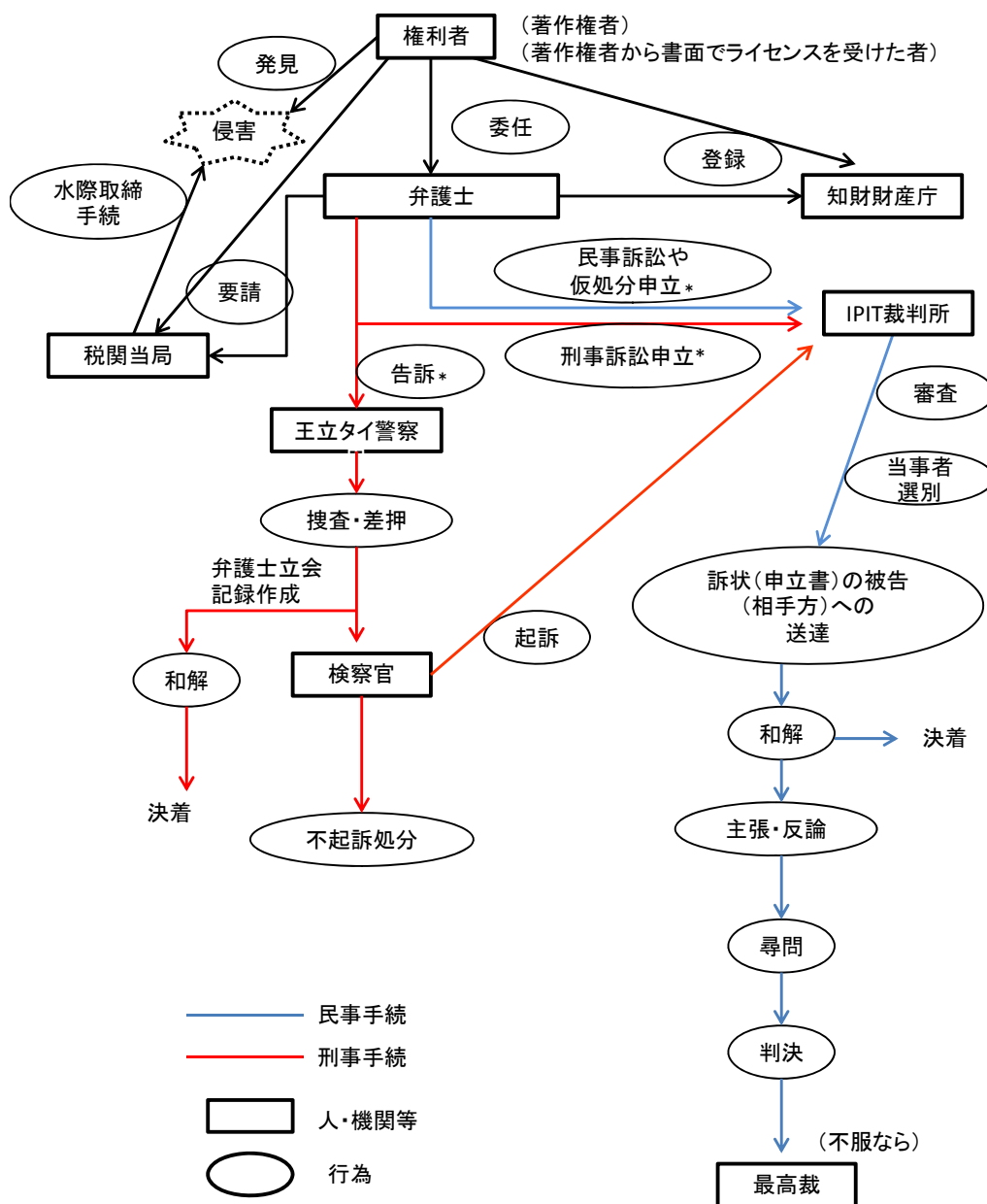
確かに、タイにおいては、音楽の著作権を管理する団体の設立手続等は決められていないことから容易に設立が可能であり、設立された団体により強引なロイヤルティの徴収、場合によっては不当なロイヤルティの徴収が行われている状況にあります。これに対応するために、管理団体の設立等についての規定を著作権法に盛り込む動きはありましたが、特に海外の著作権者からの強い反対を受け、成立には至りませんでした⁵。代わりに、当面の措置として、商務省が、音楽の著作権に基づくロイヤルティを商品役務価格法所定の商品又は役務に指定し、同法に基づく規制をしています。すなわち、ロイヤルティを徴収しようとする団体は、商務省事業開発局（DBD）の手続に従い法人を設立した後、遅くともロイヤルティを徴収する45日前までに商務省国内取引局（DIT）が管轄する商品役務価格中央委員会（CCP）に対して当該法人（又はその会員）が著作権を有する全楽曲のリスト及びそのロイヤルティ率の届出を行う必要があります。商品役務価格中央委員会は、国内取引局によって商品役務価格法に基づき設置され、音楽著作権に対するロイヤルティを含めた指定商品及び指定役務の価格を統制する権限を有しています。

⁵ 著作物に関しロイヤルティを徴収しようとする者に対し、事業を法人組織とし、徴収会社（collecting company）と呼ばれる有限責任会社を設立すること、さらに法改正により設立される委員会から許可を得ることを義務付ける著作権法改正案が提案されましたが、海外の著作権者に対してロイヤルティを徴収する新しい徴収会社の設立を要求するものであるため、これらの企業等からの反対を受け、成立には至りませんでした。

第Ⅱ章 著作権紛争の解決

法制度や司法制度並びに行政制度が異なることから、著作権の紛争解決手続も国によって異なります。そのため、日本における著作権紛争の解決と比較しながら、タイの紛争解決の特徴や特異な点を明確にし、また、単に法整備の態様だけでなく実効性という視点から見るのが重要です。

以下、順に、とりうる解決手段について述べますが、まず、ここで、著作権侵害への対応手続フローを図で示します。



* タイ王立警察やIPIT裁判所への告訴や申立ては権利者自ら行うことも可能です

1. 著作権紛争解決手続の全体像

著作権紛争解決に関連する法令はどのようなものがありますか。

著作権法が著作権侵害に関する紛争を解決する主な法律であり、この法律では、刑事手続と民事手続の両方が定められています。特に同法の第66条から第77条は、著作権侵害に対する対応策や侵害に対する民事上、刑事上の罰について定めています。著作権侵害に関する裁判は、知的財産・国際貿易裁判所（知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所））で審理されます。この裁判所は、知的財産及び国際取引に関する事項に限って管轄権を有する裁判所です。この知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、他の普通の民事の裁判所とは全く異なっていて、他の裁判所とは別個の独立した裁判官によって、独自の規則にしたがって運営されています。

著作権を行使するには登録等特別な要件がありますか。

タイでは、著作者による著作権を知的財産庁（DIP）に登録する制度はありますが、著作権の保護のために登録が必要とされているわけではありません。知的財産庁（DIP）に登録したことによって直ちにその登録者が著作権者であることを完全に証明するという点にはなりません。登録をしていることが、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）を含め、侵害に関する裁判等で、著作権者であることの証明に用いられます。王立タイ警察の経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、真正の権利者であることが証明できなければ告訴状を受け付けません。そして、真正の権利者であることの証明として知的財産庁（DIP）に登録されているかどうかという点を重要視しています。したがって、まずは、著作物の著作者であることを知的財産庁（DIP）に登録をすることが、侵害対策を講じるための第一歩といえましょう。

2. 違法複製物を発見したときの対処

違法複製物はどのように発見するのでしょうか。

違法の複製物は、タイでは、様々な方法で見つけることができます。特に目につくのは、いわゆる観光スポットといわれるような場所で海賊版等の違法な複製物が売られている状況です。また、タイの税関当局が、物の調査をしていて、違法な複製物の輸出入を発見することも少なくありません。

違法複製物を発見したらどのようにしたらよいのでしょうか。

違法な複製物を発見した場合、著作権者は、タイ法下で、いくつかの方法を選択することができます。まず、著作権者は、即座に知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）において民事又は刑事の手続を始めることができます（後述しますが、タイでは、検察ではなく権利者自身が裁判所へ刑事訴訟を提起することも可能です）。しかし、侵害者が、海賊版の販売者であるといった場合には、権利者自らが証拠を見つけて、正式の司法手続をとっていると、侵害者に証拠隠滅をはかる時間を与えてしまうことになる場合があります。このような場合には、著作権法第7章に定める「適当な当局」、すなわち王立タイ警察に、通常の侵害事件であれば経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）、大規模な侵害事件であれば特別捜査局（DSI）に、告訴するのがよいでしょう。経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）には、定型の告訴状のひな形といったものではなく、警察が著作権者又はその代理人から告訴の内容について申告を受けるといった形がとられます⁶。

タイでは、著作権侵害に対しては、著作権者や検察官から刑事事件として提起されることが多いですが、それは必ずしも、刑事的解決がより効果的であるということを示すわけではありません。刑事手続か民事手続か又はその両方か、どのような方法をとるのがよいかは、侵害の具体的な事実、得たい解決の内容によります。民事訴訟では、損害賠償とともに、仮処分という形で又は永久的なものとして差止を得ることができます。刑事事件では、侵害者に対して、罰金、懲役刑、場合によってはその双方が課されます。

⁶ まず警察に行って、その場でインタビュー形式で被害の内容についての聞き取りが行われ、その場で、警官が正規の書類（告訴状）を作成します。

(1) 刑事手続：警察へ告訴するための準備

告訴の準備として、著作権者はまず、侵害の事実に関し証拠を集めて、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に報告できるよう、可能な限り、初動の調査を行う必要があります。たとえば、著作権者が違法行為を観察したり、違法な複製物又は複製のための機械や設備の存在を確認したり、現実に売られている海賊版のサンプルを購入したりする等です。もし違法な複製を行っている主体が法人であることが判明している場合には、商務省から法人であることの証明書（会社であれば取締役）の交付を受ける必要があります。証明書には、その法人の経営者（会社であれば取締役）の名前、本社住所地、資本及びその他の基本情報が含まれたものが必要で、これを経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に証拠として提出します。

著作権者が、告訴のためにタイの弁護士や代理人をつける場合には、委任状も必要となります。なお、王立タイ警察の経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、告訴を行う際の代理人や弁護士の評判についても考慮要素としています。知的財産分野で高名であったり、評価の高い弁護士が代理人となっていれば、その告訴を行う者が真正の著作権者であることの蓋然性が高まると考えられているようです。

著作権者は、上記に加えて、著作物の真正の権利者であることについての証拠も求められます。告訴に先立って知的財産庁（DIP）に侵害がなされている著作物の登録をしておくことが要請されます。

(2) 刑事手続：告訴後の流れ

告訴が受理されると、経済犯罪取締部（ECD）又はテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、捜査を行うに十分な証拠がそろっているかをチェックし、決定します。告訴が十分な証拠を伴ったものであれば、侵害行為が行われている場所を調査します。公の場所で海賊版が売られているような場合には、捜索令状は不要と考えられていますが、違法な複製物を製造したり、販売したりしている場所（工場等）の捜査をするには、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に、侵害者の敷地内を正式に捜査するための捜査令状を発令するよう求めます。緊急の令状発令に備えて知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、夕刻でも裁判官を待機させています。捜索令状を得られるまでの時間は、令状発令の申立書に添付された証拠の強力さと確実さによります。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）は、令状発令には、強力な証拠を要求しますし、著作権者からの代理人への委任

状が不完全であったり、令状発令の申立てにかかる捜索が過剰な場合（たとえば海賊版を売る店が入っているビル全体の捜索等）にはこれを却下します。

経済犯罪取締部（ECD）の捜査官によれば、捜索令状を要しない捜索であれば、告訴受理から1日から2日、捜索令状が必要な場合でも数日内で捜索に至ることです（捜索令状が出るまでに数日要するため）⁷。捜索の間に、経済犯罪取締部（ECD）又はテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、製造機械や装置の押収とともに、海賊版を捜索し、侵害者を逮捕することもできます。日本とは異なる点として、通常、著作権者の代理人弁護士やエージェントは、侵害品を特定するために、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の捜索に同行することが求められます。同行の際には、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）が押収した証拠の記録をとって、後に知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に提出することができるようにしておくことをおすすめします。なお、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の著作権侵害行為に対する捜査には費用はかかりません。

経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は、その後、捜索（令状が必要な場合は令状に基づく捜索）の結果を受けて告訴状を再度チェックし、勝訴の見込みがあれば検察庁に送致します。検察官は知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に刑事起訴をすることができます。また検察官は著作権者と侵害者との間の私的な和解を斡旋することもあります。なお、ここで留意しておくべきこととして、著作権侵害の事件では、手続のどの段階でも和解をすることができる点とされている点あげられます（第66条）。つまり、告訴後であっても和解は可能であり、和解が成立した場合は、警察はその後の刑事手続を進めることができません⁸。

（3） その他の司法手続

著作権者は違法な複製物が発見されると直ちに、又は経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の刑事訴訟が提起された後にでも、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT裁判所）に直接民事訴訟を提起することができます。

また、これは日本とは異なる制度ですが、著作権者自らが、直接、知的財産・

⁷ 2011年12月1日、経済犯罪取締部（ECD）捜査官へのインタビューによる。早ければ、午前中に告訴して、午後に捜索を行うこともあるとのこと。ただし、真正の権利者かどうかの見極めができた場合に限られます。

⁸ 大規模な侵害事件の場合には、経済犯罪取締部（ECD）の方から、安易な和解をしないようにと勧めることもあるようです（2011年12月1日、経済犯罪取締部（ECD）捜査官へのインタビューによる）。

国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に刑事訴訟を提起することもできます。このような事件では、当初の捜査を知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）が行い、手続を進めるべきかを決定します。

刑事手続や民事訴訟を提起する場合、どのくらいの費用がかかりますか。

法的解決にかかる費用は、事件に関連する事実と求める解決方法によって異なります。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）には刑事事件を提起するのに費用はかかりません。民事訴訟を知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に提起するには、著作権者が求める損害の額によって裁判費用が異なります。5000万バーツ以下の損害額であれば、2%の費用がかかりますが、費用の最高額は20万バーツと定められています。5000万バーツを超えると20万バーツに0.1%が5000万バーツの超過額に加算されます。

【ポイント】

- タイでは、権利者は、民事手続、刑事手続いずれの措置も可能です。
- 警察に捜索をしてもらうには、権利者であることを示すために、まずは、知的財産庁（DIP）に登録をすることが肝要です。また、侵害者が法人である場合には、商務省から法人の証明書を得ておくことも必要です。
- 自分が真正の権利者であることの証明力をあげるために、知的財産権を専門的に扱う、高名な弁護士や弁護士事務所に依頼するのがよいでしょう。
- 刑事手続においても和解は可能ですが、和解により刑事手続は終了してしまいます。

3. 権利執行の相手方の特定

違法複製物を見つけた場合、刑事手続又は民事手続の相手方の特定はどのようにしたらよいでしょうか。相手方が特定できなくても、刑事告訴又は民事訴訟は提起できるでしょうか。

製造場所、販売場所への捜査で判明したすべてのことが、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）への民事訴訟、刑事訴訟においては、特定されていなければなりません。捜索その他の捜査で逮捕された者はその中に入りますし、その使用者やその場所の所有者や貸主も同様です。これらの者が法人（たとえば株式会社）である場合には、その法人の経営者（取締役や責任ある役員等）も訴訟においては特定されていなければなりません。タイの株式会社の取締役の名前は、商務省で公的に証明書をとることができます。ただし、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、手続の最初の段階で、被告のうちの幾人かの当事者を対象から除外し、これらの者に対する訴えを却下することがあります。

4. 証拠収集

タイで証拠として利用できるのは、どのようなものでしょうか。

著作権侵害の主張に役立つものであれば、どんな証拠でも提出できます。経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）によって行われた捜索やその他の捜査が行われれば、その報告書のコピーを証拠として提出することができます。その他に、侵害品のサンプルや現実に販売されている物、侵害品や海賊版が販売されたり、製造されたりしていたことを示す書類や、侵害品の製造販売に用いられていた機械装置等です。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）裁判所は、不当に偏見を抱かせるような証拠や、同裁判所の規則に反した証拠を除外する権限を有していますが、経済犯罪取締部（ECD）や、テクノロジー犯罪取締部（TCSD）には、IPIT 裁判所から命じられた証拠を除外する権限はありません。著作権者は、その他に、自身が真正の著作権者であることを示す証拠を提示する必要があります。知的財産庁（DIP）への登録は、基本的な証拠となり得ます。

外国で得られた証拠の利用に関し、注意すべき事項はありますか。

タイ語以外での外国からの証拠書類は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に提出する前にタイ語に翻訳する必要がありますが、単に当事者の主張や知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）の認定に必要な重要性の低い証拠は特にタイ語に翻訳することが要求されているわけではありません。

著作者の許諾により作成された真正品に関する権利者であることの証明のためには、どのようなものを準備すればよいでしょうか。

相続の場合を除き、著作権の譲渡は、譲渡人、譲受人の双方の署名がある文書によりなされなければなりません。したがって、真正の権利者であることの証明の一つとして、著作者と使用許諾された者の間での、著作物利用許諾や原著作物の翻案による二次著作物の作成権を含む許諾について書かれた契約書を準備する必要があります。

5. 弁護士を選定・依頼

違法複製物の摘発、またその後の刑事手続、民事手続、行政摘発手続について弁護士に依頼したいのですが、どのように弁護士を選定したらよいでしょうか。またどのような事項を依頼したらよいでしょうか。

タイで、著作権侵害について、専門家として事件を扱える弁護士や法律事務所は限られています。タイの日本の商工会議所や日本大使館では、紹介も行ってくれるでしょう。日本だけでなく、イギリスやアメリカの大使館や商工会議所も同様の紹介を行っています。また知的財産庁（DIP）のウェブサイトでも著作権侵害事件を扱える者の紹介が行われています。

タイで弁護士に事件を依頼する際には、自身の主張を整理した上で、民事的解決方法、刑事手続、差止の可否、損害賠償の額等、採りうるあらゆる解決方法、損害の回復の方法について尋ねることが重要です。弁護士からは、それぞれの解決方法について、一般論ではありますが、そのような解決方法が可能かどうか、また解決までに必要な時間、必要な証拠等についてのアドバイスが聞けるでしょ

う。

弁護士に委任する前には、必ずかかる費用の概算やその課金の方法等について確認してください。ただし、著作権侵害事件には多くの関係者が関与することになりますから（裁判所や警察、証人等）、費用の見積りを立てるのは容易ではなく、弁護士から事前に完全な固定制の費用見積りが出されることはあまりありません。

6. 委任状の作成

弁護士に対する委任状の作成方法を教えてください。

通常、依頼者とタイの弁護士又は法律事務所との間では、行われる法的なサービスに関し、委任契約書（Engagement Letter）が作成されますが、そのような契約書の作成が公式に要求されているというわけではありません。ただし、タイで、政府の機関に対して代理人を通じて何らかの行為を行う場合には、弁護士への委任状（Power of Attorney）が必要となります。たとえば、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に告訴状を提出したり、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に強制捜査令状の発令を求めたりする場合には、そのような告訴状や令状の発令申請書を提出してもらうためにタイの弁護士か法律事務所への委任状を提出する必要があります。

タイの弁護士や法律事務所は、通常、依頼を受ける際に、タイの政府機関に法執行を求めるためのあらゆる観点において依頼者を代理できるよう、広範にわたる一般的な委任状をとります。多くの場合このような委任状で足りるのですが、政府機関の中には、自ら雛形をそろえていて、それにあわせて委任状を作成するよう求める場合があります。したがって著作権侵害に関しては、法執行のそれぞれの段階に応じて数通の異なった委任状が必要となることもあります。

タイの政府機関にほぼ共通して必要とされる委任状の事項は以下のとおりです。

- ① 著作権者の住所、氏名
- ② 委任状を作成した者の代表取締役や役員の住所、氏名
- ③ 委任状で権限が与えられるタイの弁護士の住所、氏名
- ④ 委任状が許容する行為
- ⑤ タイ以外の国等で委任状が発行された場合には、その国のタイの大使館での公

証

タイの政府機関は、その他に、委任権限を有する取締役や役員及び委任を受けたタイの弁護士のパスポートのコピーや、法人が著作権者の場合には、法人の登記簿謄本やそれに類似する書類の提出を求めています。

7. 警告

侵害者に対する警告の意義・目的とはどのようなものでしょうか。またどのくらいの費用がかかりますか。

警告状を送付すると、著作権の侵害者は、自らの違法行為が発見され、何らかの法的対応がなされることを知ることになります。警告状を発する側から考えると、侵害者が違法行為を直ちにやめて、自らの行為が違法ではないと信じた理由を示して応答してくれるのが理想的といえるでしょう。侵害者から、このような対応がなされれば、著作権者は、この者との間で、一定の著作物に関するライセンス契約を結ぶ等著作物利用についての合意ができることも考えられるからです。著作権者としても、その損害を回復するための法的解決のための費用を相当程度、低額に押さえることができます。

警告状送付にかかる費用は、依頼する弁護士や法律事務所によって異なります。一程度のもので、著作権者の名前で警告状を出すのであれば、1000ドルくらいでしょう。代理人弁護士の名前で送付するには、500ドル程度が加算されると考えてください。もっとも、ここで提示した費用には、弁護士が、タイ法の下で認められるその他の損害回復に関するアドバイスを著作権者に対して行うこと等は含まれません。

どのような場合に警告書を出すのが適当でしょうか。逆に、警告書を出さない方がよい場合があるのでしょうか。

警告状を送付する方がよいかどうかは、侵害の実態によります。警告状を送付することのデメリットは、侵害者に、侵害品や証拠を隠したり、侵害を行っている場所を変える機会を与えてしまうことです。したがって、警告状を発するのに適しているのは、通常、大規模な製造や販売を行う場所を有していて、移転が難

しく、また法人が侵害を行っている場合となるでしょう。しかしながら、著作権の侵害は、通常、小規模な場所で製造され、簡単に侵害品等を持ち運べるような形態をとっていることが多く、このような場合には、警告状を送ることは、侵害者を利してしまうことになりかねません。

警告書にはどのような内容を盛り込むべきでしょうか。また侵害者に警告書を出す場合に留意する点としてはどのようなことがありますか。

警告状の内容は、著作権者がどのような目的を持って送付するか、たとえば、行為を直ちにやめさせたいのか、違法行為に対して賠償請求をしたいのか、あるいはその両方かで、異なってきます。また侵害行為が製造なのか、販売なのか、また、侵害者が個人なのか、個人の集団なのか、法人なのかによっても異なります。代理人弁護士から送付する場合には、法的措置をとることも記載することになるでしょう。

なお、警告状は、著作権者、代理人弁護士のいずれからでも送付できますが、弁護士から送付すると、相手は、その後に法的な手続が待っていると予想することから、より効果的といえます。

8. 刑事手続

著作権侵害に対する刑事訴追には刑事告訴を必要としますか。また刑事告訴ができるのは、著作権者だけに限られるのでしょうか。

著作権者は、自ら直接又は検察官を通じて知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に刑事事件を提起するためには、必ず告訴状が必要です。著作権者が、自ら直接知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に刑事手続を開始するためには、告訴状を裁判所に提出することになります。一方検察官によって、刑事手続を始めもらうには、著作権者は、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に対して、告訴状を提出することになります。この場合には、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）はまず、捜索差押を行ってから、刑事手続を開始するだけの理由があると判断した場合に、検察官が刑事手続を開始することになります。

タイでは著作権者に加えて、著作権を保護する権利のあるライセンス等も、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に、（権利者の代理人としてではなく）自らの名前で告訴状を提出することが可能です。

刑事告訴が受理されれば、ほとんどの場合、警察による強制捜査が行われるのでしょうか。また、刑事告訴がなくても強制捜査が行われるということはあるのでしょうか。

多くの場合、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）の捜査は、捜索差押の形で行われ、捜査報告書が作成されます。そして、十分な証拠があり、刑事事件として勝訴の見込みがある事件については、検察官に報告されます。その後、検察官が、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に起訴するかどうかを検討します。

タイでは、著作権侵害に関しては、基本的には告訴状が提出されて、初めて、捜査が開始されると考えておくほうがいいでしょう。もっとも、王立タイ警察が、侵害取締キャンペーンの一環として、侵害が多く行われている「危険地帯」や「要注意地帯」としてタイ政府がリスト化している場所においては、告訴状が提出されていなくても強制捜査が行われることはあります。

刑事手続によりどの程度の刑罰が科されるのでしょうか。

タイの著作権法には、第 69 条、第 70 条、第 75 条、第 76 条でさまざまな罰を規定しています。

第 69 条には、第 27 条から第 30 条及び第 52 条で定める実演家の権利を侵害した者には、2 万バーツから 20 万バーツの罰金を課すと定められています。

第 70 条には、第 31 条に定める著作権侵害を行った者には、1 万バーツから 10 万バーツの罰金を課すと定められ、それが第 1 項に定める商業目的の場合には、3 ヶ月から 2 年以下の懲役又は、5 万から 40 万バーツの罰金、又はその双方を課すと定められています。

第 75 条には、第 69 条又は第 70 条に定める著作権侵害者が著作権者の権利又は実演家の権利を侵害する物品を所有している場合には、それがタイで製造された場合もタイに輸入された場合も、没収の対象とすると定められています。

第 76 条には、罰金の半額は、著作権者や実演家に対して支払われるとすることもできると定めています。このような罰金を得ても、それ以上の損害に対して、著作権者や実演家が損害賠償請求をすることの妨げにはなりません。

【ポイント】

- 著作権侵害に対する刑事手続は、原則として権利者の告訴が必要です。
- 権利者であることを示すために知的財産庁（DIP）に登録をしておくことも重要です。
- 知的財産権を専門的に扱う弁護士に依頼して告訴をすることにより手続がスムーズに進みます。
- タイでは、権利者が自ら刑事手続を特別の裁判所に申立てることもできます。
- 裁判所は、刑事手続で侵害者に課せられた罰金のうち、半額までは、権利者に支払うよう命じることもできます。

9. 民事手続

一般的な民事手続の流れについて教えてください。

まず、著作権者が、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に訴状を提出すると、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）はこれを審査して、受理するか却下するかを決定します。却下された場合には、直接最高裁判所に上訴することができます。訴状が受理されると、被告に答弁をするようにとの呼出状が送られます。被告が答弁を怠ると、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者から提出された証拠を審理し、判決を下します。被告が答弁書を提出すると、裁判官の裁量で、和解が勧誘されます。和解が不調におわると、裁判所は、証拠調べ前の裁判期日に、さまざまな争点を整理します。その後、各当事者は、それぞれ証拠を提出し、主張し、また相手からの証拠や主張に対して反論、反証を行います。それに対して裁判所は判決を下します。この判決に対しては、最高裁に直接上訴することが可能です。

訴状が提出されてから、証拠調べまでの期間は、ほぼ一年です。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）では、証拠調べ前の裁判手続、証拠調べは、中断が不可避の理由が無い限り、延会されずに、集中して行われます。つまり、五月雨式ではなく、集中審理が行われるのです。

仮処分手続について教えてください。

著作権法第 65 条によると、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）によって発行される仮処分の決定は、著作権侵害を行っている者がいること、そしてさらに著作権侵害が行われることについての明白な証拠がある場合に、そのような侵害をさせないためになされます。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）で民事手続又は刑事手続が開始される前であろうとその途中でであろうと、著作権者は、仮処分としての差止を求めることができます。刑事手続、民事手続の開始前に、仮処分申請をする場合には、その仮処分としての差止に関する明白な理由を示さなければなりません。刑事手続又は民事手続の途中で仮処分申請がなされる場合には、著作権者の立証責任は、一定程度軽くなり、仮処分としての差止についての十分な理由を示せばよいこととなります。

証拠保全の手続について教えてください。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）では、十分な証拠が無い場合に早期に証拠を得るため、又は証拠調べまで待っていると証拠が消滅してしまう場合に備えての証拠保全の手続は採用されていません。しかしながら、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に対して捜索差押令状を発令することはできます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者の求めに応じて物を差し押さえる決定を下すことはなく、これは捜査機関に対しても同様です。ただし、経済犯罪取締部（ECD）又はテクノロジー犯罪取締部（TCSD）は自らの通常の警察権によって、捜索差押の際に発見された物を差し押さえます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、この捜索差押のための令状を発令します。

差止を認める判決を執行する方法はありますか。あれば具体的に教えてください。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）が、著作権の侵害者に対して、たとえば光ディスクの製造の差止、公衆への販売の差止等の決定を発行し、それでも侵害者がこの差止決定に違反する場合には、著作権者は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に対して、法廷侮辱の申立てを行うことができます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）がこの申立てに理由があると認めた場合には、状況に応じてさまざまな選択がありえます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、たとえば、著作権侵害者に対して、著作権者がこの差止違反に対して必要とした費用を填補し、この違反により、侵害者が得た利益を基礎として、著作権者に対し賠償するよう命じることができます。また、法制度上は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権侵害者、法人の場合にはその取締役や役員に対し、この命令にしたがって著作権侵害行為がなされなくなるまでの間、拘禁することもできるとされています。

タイにおける著作権侵害における損害賠償請求の原則、方法、算定方法について教えてください。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権侵害による賠償を求める側に理由があると認める場合には、適切と考えられる賠償額を決める裁量権を有します。具体的には、著作権法第 64 条により、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者が被った逸失利益（著作権侵害がなければ得られた利益や被らなかつた損失を含む）を考慮することができます。また、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、訴訟提起に要した費用を賠償額に算入することもできます。これらの実損に関する賠償金は、著作権法第 69 条から第 77 条の下で著作権侵害者に課せられる罰金のうちの著作権者に支払われる部分に加算されるものです。

【ポイント】

- 権利者は、特別の裁判所に対して差止及び損害賠償を請求する訴訟を起こすことができます。
- 差止については仮処分を申立てることもできます。
- 刑事手続と同様、権利者であることを証するために知的財産庁（DIP）に登録をしておくことが強く勧められます。
- 日本における証拠保全のような手続はありません。刑事手続のうちの警察による捜索の際に、記録をとって証拠化しておくといよいでしょう。
- 裁判費用（弁護士費用を除く）は、日本より低額です。
- 訴訟では、訴状に対する答弁がなされた段階で和解が勧誘されますが、この段階で和解で決着しなければ、双方の主張が尽くされた段階で集中した証人尋問が行われ、判決が言い渡されます。

10. 著作権の行政保護

タイでは著作権侵害に対し行政保護を求めることができますか。

著作権侵害に関しては、行政的な保護を求めることはできません。しかしながら、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に告訴状を提出したり、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）に訴訟提起する前に、知的財産庁（DIP）に相談することは可能です。知的財産庁（DIP）は、著作権者に対して、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）や、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）に対してどのような対応を求めるか調整をしてくれることがありますので相談してみるのもよいでしょう。

11. 裁判外紛争処理

タイにおける著作権紛争における裁判外紛争処理（ADR）というのは、違法複製物の摘発及び権利保護に役立つでしょうか。

タイは伝統的に、裁判外の紛争解決に好意的な国で、ビジネスに関する紛争解決の手段として仲裁を積極的に勧めています。ただし、タイでの商事仲裁は、二当事者間に契約があって、その当事者間の契約に関する権利義務に関する場合に行われます。したがって、仲裁や他の裁判外の紛争処理手続は、著作権者と侵害者の間に一定の契約関係がない限り、著作権侵害に対する請求には用いることができません。

将来の紛争を避け、権利を保護するために、商事的な契約には仲裁条項がしばしば用いられます。契約には、どのような問題が仲裁の対象となるかを具体的に示すとともに、手続や紛争に対する判断者を定めておく必要があります。契約当事者は、仲裁手続に関し、契約上様々な観点を記述することもできますし、世界中の仲裁機関が出している様々な仲裁規則に従う、アドホック仲裁規則に従うと、シンプルに定めることもできます。

商事的な契約において紛争解決手段として仲裁条項を定めておくもう一つの利点は、タイ以外でなされた仲裁の仲裁決定が、タイで執行が可能だという点です。タイは、1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加

盟しています。これとの比較になりますが、外国裁判所の判決、決定は、タイでは執行ができません。

12. 税関等における措置

違法複製物の摘発に税関は役立つでしょうか。

タイの税関当局は、海賊版の製品が輸出入されるのを発見するのに役立つといえるでしょう。この10年にわたる税関法の数度の改正により、タイの税関は、タイの内外での海賊版の製品への取締りに対し、より強大な権限が与えられるようになりました⁹。知的財産の保護は税関にとって優先事項であるとのビジョン、世界標準の税関が国家の競争力と安全に資するとの表明が当局からなされています。WTO、TRIPs 協定、WIPOにより定められた基準に倣って、知的財産の侵害に対する国境での取締りを実施強化しています。このような変化の中で、タイの税関当局は、知的財産保護を効果的に実施する税関当局の一つと考えられています。

海賊版の製品の輸出入は禁じられており、このような行為に関与した個人はタイ税関法の下で刑罰の対象となります。タイの税関当局における海賊版の発見をサポートするため、タイ政府は、知的財産権者に対し、タイの税関当局と、国境での侵害行為に関する情報、輸出入先と疑われる地域に関する情報等を情報交換して密接に協力するようとの告知を出しています。この目的を達するため、タイ政府は、知的財産権侵害行為に対して、効果的な差押を行った職員だけでなく、かような差押ができるよう情報提供した人物にも報償を与えると広報しています。

税関での取締りの概要を教えてください。また、税関で取り締まってもらうためには、どのような申請手続が必要でしょうか。

タイの国境での水際取締りは、他の地域でのものと同様です。タイは、20の陸上にある国境での入管事務所とバンコク、プーケット、サムイ島、チェンマイ

⁹ 2011年12月現在、タイ財務省は、輸送途中にある物の差押を許す税関法の改正に同意しました。同法は、タイの内閣の承認の後、法制委員会に諮問されている状況です。

とハッヤイに空路の入管事務所があり、タイの入館当局は、王立タイ警察の部局の一つですが、出入国に関し、管轄しています。タイに入国する物は、タイの税関当局に関税の支払いをする必要があります。タイ税関当局が、陸路、空路、海路による国境を越えての物の輸送を制限する権限を有しています。タイの国境警察は、王立タイ警察の部局ですが、国境の安全と対テロ対策を責務としています。

ただし、タイでは権利者が税関当局に対して、取締りを申請する手続は法制化されていません。情報を提供して、取締りを要請することになります。

1 3. 著作物を保護するその他の制度を利用した手続

著作物を保護するその他の制度はありますか。

著作物を保護する他のシステムは、一般的には存在しないといえましょう。しかしながら、たとえば、著作物が、タイの商標法下で商標としても登録されている場合には、著作権者は、著作権法に基づき著作権侵害としてもまた商標権侵害だとして法的手続をとることができます。

1 4. まとめ

取締りの過程全般での注意点があれば、教えてください。

著作権者が侵害行為に対して採りうる行為や手続を説明してきましたが、警察に告訴するにしても、民事・刑事訴訟を提起するにしても、真正の権利者であることの証明が重要となります。したがって、権利行使をするためには、知的財産庁(DIP)へ登録することを強く勧めます(登録申請手続については、第IV章「7. 著作権の登録制度」をご参照ください)。また、タイ税関当局への要請も、著作権侵害に対策として特にお勧めするものです。

著作権侵害が発見されたら、直ちに侵害者を特定し、法的手続を取ることが推奨されます。それにより、より容易、迅速かつ全面的な問題解決が可能となり得ます。迅速な行動が取られないと結果は芳しくなく、違法行為を助長し、拡大させてしまうことを考慮に入れる必要があります。

第三章 インターネット上の著作権侵害に関するインターネットサービスプロバイダ等に対する権利行使

本章では、タイにおけるインターネット上の著作権侵害について、侵害の現状、侵害に対する対処方法、侵害抑止に向けて現在検討されている法律改正等の取組みについて紹介します。なかでも、実務上、インターネットサービスプロバイダに対して著作権侵害サイトの削除を要請することが一般的であることから、この点を中心に解説させていただきます。

1. タイにおけるインターネット上の著作権侵害の現状

タイにおけるインターネット利用状況とインターネット上の著作権侵害の現状、また、タイ国民の著作権に対する意識について教えてください。

インターネット利用者人口の増大は世界的な現象ですが、タイもその例外ではなく、2009年末時点において、人口の約30%に当たる1830万人もの人々がインターネットを利用しています¹⁰。同国には、20以上のインターネットサービスプロバイダが存在しています。インターネットのユーザーは、4つのチャンネル（ダイヤルアップ・ハイスピード／ブロードバンド・ADSL・3G）を通してインターネットに接続しています。インターネットを利用した市場は急速に拡大しており、例えばゲーム市場全体の80%以上をオンラインゲームが占めるに至っているほどです。

以上のようなインターネット利用の急速な拡大に応じて、インターネット上における著作権侵害行為が急増しています。インターネット上で利用できる音楽コンテンツの約90%は違法であるという統計もあります¹¹。タイの多くの消費者は、ハードコピーとしての著作物の購入を行うことなく、インターネット上でコンテンツを違法にダウンロードして利用しています。このような状況の中、米国通商代表部は、タイを「優先監視国」に位置付けて監視を強めており、国際知的財産権連盟も、タイ政府に対して、適切な対策をとるよう要求してきています。

¹⁰ タイ国立電子コンピュータ技術センター（NECTEC）の統計より
<http://internet.nectec.or.th/webstats/internetuser.iir?Sec=internetuser>

¹¹ 国際知的財産権連盟（IIPA）『2011年版スペシャル301条報告書』116頁。2011年11月30日に、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）を訪問し、そこで彼らが独自に作成した資料にもその旨の記載あり。

(1) インターネット上の著作権侵害によって影響を受ける産業

タイにおけるインターネット上の著作権侵害は、現在、様々な産業分野において、あらゆるタイプのコンテンツについて起こっているため、影響を受けない産業は存在しないといっても過言ではありません。例えば、音楽や映画といった著作権侵害が日々発生する典型的分野だけでなく、着メロ・ゲームの分野での著作権侵害や、スキャンを用いての書籍分野においても著作権侵害が発生しています。ちなみに、音楽の分野では、オンライン上での著作権侵害が市場の 90%を構成しており、違法な音楽のダウンロードサービスを専ら提供しているウェブサイトがタイ国内で 4000 以上存在するといわれています¹²。

(2) インターネット上の著作権侵害の態様

現在、タイにおいては、以下の各手段を利用した侵害事案が多く発生しています。

- ・ P2P

- ・ ディープリンクサイト

これらは、いずれも映画をインターネット上で広く配信する手段として利用されています。

- ・ ビットトレントサイト／トラッカーサイト

これらは、いずれも映画やテレビ番組等のコンテンツの配信を促進するために利用されています。タイには、100 以上のビットトレントサイトがあり、ビューワーユーザーとメンバーユーザー（200～3,000THB のメンバーシップ料金を支払って多くのコンテンツをダウンロードできるユーザー）の 2 種類のユーザーが存在します。

- ・ 電子掲示板

著作権侵害物のアップロード・配信に利用されております。広告によって支援を受けている電子掲示板も存在します。

- ・ フリーソーシャルネットワーキングサイト

- ・ ブログ

- ・ サイバー・ロッカー

¹² 国際知的財産権連盟（IIPA）『2011 年版スペシャル 301 条報告書』116 頁。同『2010 年版スペシャル 301 条報告書』324 頁。

- ・ライセンスを受けていないゲームルームやカフェを利用した著作権侵害ゲームソフトウェアの配信

(3) 著作権制度へのタイ国民の意識

タイの消費者の多くは、著作権制度が公衆一般に関係するとの認識を未だ十分に持っていません。そのため、タイにおいては、これまでに以下に示す公私の団体による教育・啓発活動が行われています。

(教育・啓発活動を行ってきた団体の例)

- ・ 商務省
- ・ 知的財産庁 (DIP)
- ・ タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA)
- ・ バンコク大学
- ・ 王立タイ警察
- ・ 米国映画協会 (MPAA)
- ・ バンコクファッション協会

2. インターネット上の著作権侵害に対応するための法制度

インターネット上の著作権侵害に関するタイの現行法制度はどのようなものですか。また、インターネットサービスプロバイダに対する法規制の現状を教えてください。

(1) インターネット上の著作権侵害に対する法規制の現状

タイでは、現時点において、インターネット上の著作権侵害に対処するための特別法は制定されていません。タイにおいては、日本における「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)に対応する法律がありません。したがって、インターネット上の著作物利用及び著作権侵害に対しては、通常の著作物と同様に、著作権法による規制が適用されます。具体的には、著作財産権による規制(複製権・上映権・演奏権・公衆送信権・送信可能化権・展示権・翻案権等)、著作者人格権による規制(公表権・氏名表示権・同一性保持権等)がなされます。

(2) インターネットサービスプロバイダに対する法規制の現状

著作権侵害物がインターネットサービスプロバイダの管理するサーバー上に複製・アップロードされた場合には、当該複製・アップロードを行った個人が著作権侵害の主体となります。他方で、インターネットサービスプロバイダは、法的責任を負うものとはされておらず、著作権侵害サイトの削除や発信者情報の開示を義務付けられることもありません。このことは、P2Pのようなファイル交換ソフトの場合であっても、クラウドコンピューティングの場合であっても異なることはありません。

(3) 現状の法制度への評価

現状の法制度は、本章「1. タイにおけるインターネット上の著作権侵害の現状」でみたようなインターネット上の著作権侵害に関するタイの現状に鑑みると十分なものであるとはいえません。このように、法律が未整備なために、タイにおけるインターネット上の著作権侵害対策は必ずしも十分なものとはいえませんが、全く手立てがないわけではなく、業界団体による著作権侵害サイト削除の働きかけや、著作権法に基づく警察による強制捜査が行われることもあります。詳細は、本章「3. 著作権侵害に対する対処方法」にて述べます。

(4) 著作権関連条約への加入状況

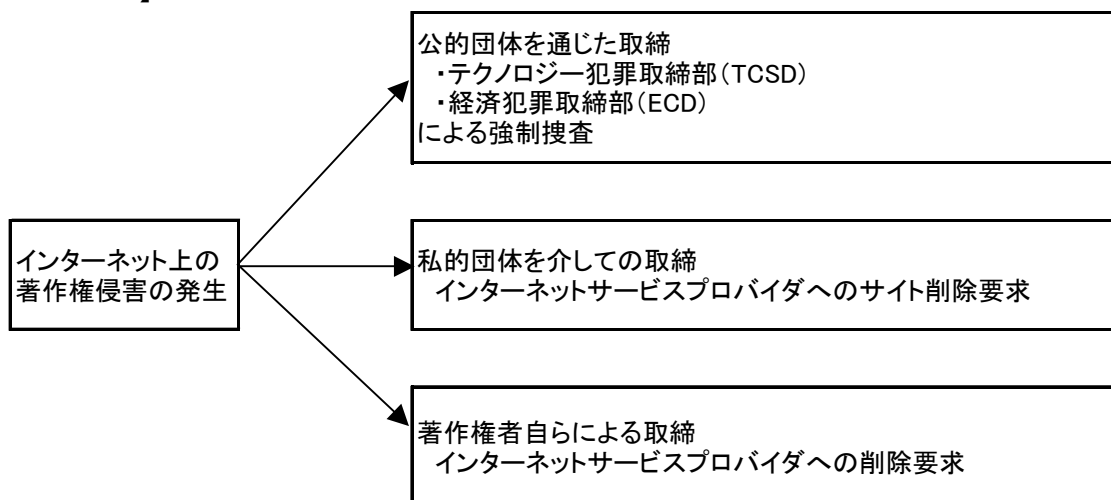
タイは、WIPO 著作権条約 (WCT) 及び WIPO 実演・レコード条約 (WPPT) のいずれにも加入していません。しかしながら、現在、両条約への加盟に向けた法改正が検討されています。

3. 著作権侵害に対する対処方法

タイにおいて、インターネット上の著作権侵害の被害を受けた場合、同国の現行法制度下において、どのような対処を行うことができますか。

インターネット上の著作権侵害の被害を受けた場合、タイにおいては、必ずしも法的基礎があるわけではありませんが、①公的団体（王立タイ警察のテクノロジー犯罪取締部（TCSD）及び経済犯罪取締部（ECD）を通じた刑事責任追及、②私的団体（例としてタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA））を介してのインターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除の要求（①②については本項「3. 著作権侵害に対する対処方法」及び「4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除」参照）、③著作権者自らによるインターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除の要求（③については「5. インターネットサービスプロバイダに対する削除要求の手続の流れ」参照）を行うことが対処方法として考えられます。これらの対処方法は択一的ではなく、著作権者としては、被害を受けた場合、上記①～③の各方法を併せて活用することによって著作権侵害の阻止を行うべきといえます（次の図は、対処フローです）。

【対処フロー】



(1) 民事責任の追及

現行法制度下においては、著作権侵害者自身に対する民事責任追及が可能です。つまり、インターネット上の著作権侵害（複製及びアップロード）を行った者やウェブマスター（ウェブサイト制作等の統括責任者）を特定することができ、かつ、これらの者がタイ国内に所在する場合には、著作権者は、第Ⅱ章で説明された著作権侵害訴訟等の対応策を講じることにより、これらの者に対して責任追求をすることができます。

知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）に対する民事訴訟を提起する場合の管轄及び準拠法に関する考え方を以下に示しておきます。

まず、タイを本拠とする企業によって管理運営されているウェブサイトがタイにおいて閲覧可能な状態にあるときには、著作物は、タイにおいて発行されたものと考えられます。このときは、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）は、著作権侵害に対して責任のあるタイ企業に対し、タイ著作権法を適用することになります。

次に、タイを本拠とする企業によって管理運営されているウェブサイトが何らかの事情でタイにおいては閲覧できない場合でも、当該ウェブサイトがタイを本拠とするインターネットサービスプロバイダにより設営されている場合には、当該著作権侵害訴訟において知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）は裁判管轄権を肯定するとともに、タイ著作権法を適用することになると思われれます。

また、タイを本拠とする企業によって管理運営されているウェブサイトがタイにおいて閲覧できず、かつ、当該ウェブサイトがタイを本拠とするインターネットサービスプロバイダによって運営されているわけでもない場合には、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT）は裁判管轄権を肯定すると思われれますが、適用法については著作物が発行された国又はインターネットサービスプロバイダが存在する国の法律を適用することになると思われれます。

なお、現在のところ、インターネット上の著作権侵害についての準拠法や裁判管轄権について定めた特別法はなく、判例もありません。

以上が民事責任の追及に関する考え方ですが、現実には侵害者の特定は困難であることが多いことから、上記対応策を実効的に講じることが必ずしも容易ではありません。

(2) 刑事責任の追及－公的団体への強制捜査の要請

タイには、インターネット上での著作権侵害への対処に関連する組織として、

王立タイ警察のテクノロジー犯罪取締部（TCSD）及び経済犯罪取締部（ECD）があります。この点につき、著作権侵害に対する強制捜査をテクノロジー犯罪取締部（TCSD）や経済犯罪取締部（ECD）に要請することが考えられます。

著作権侵害行為に対する強制捜査は、これまでのところ、インターネット上の著作権侵害に対しては実行されることは多くはありませんが、ウェブサイトの管理運営がなされている物理的な場所を突き止めることが可能である場合には、当該場所に対して強制捜査を行うことができ、ウェブサイトの管理運営に使用されたパーソナルコンピュータ及び関連機器を差し押さえることが可能です。特に、インターネットサービスプロバイダのサーバーが、海賊版の投稿に関わるホストウェブサイトとして使用されていたような場合には、サーバーがテクノロジー犯罪取締部（TCSD）や経済犯罪取締部（ECD）によって証拠として差し押さえられています。2011年にも、サーバーに対する差し押さえが実際に何件か行われています¹³。

もっとも、これらの組織も、現在のところ、インターネット上の著作権侵害に対処するための十分な体制を備えているとはいえない状況にあります。

（3） インターネット著作権侵害に対する自主的取組み

タイには、インターネット上の著作権侵害防止に取り組む私的団体（業界団体）としては、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）、タイ映画協会等があります。タイにおいてインターネット上の著作権侵害の被害を受けた場合、著作権を有する日本企業は、著作権侵害の防止に関わるこのような私的団体に相談することが考えられ、その結果、以下のような保護を受けることができる可能性があります（下記①のインターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイトの削除については、本章「4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除」をご参照下さい。

① インターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除の働きかけ

著作権侵害サイト削除の働きかけは、公私団体によって行われています。これまでの実績の一例としては、次のものがあります。

2009年に、タイ国内の音楽やレコード産業の協会が、ウェブマスターとイン

¹³ 2011年12月1日、経済犯罪取締部（ECD）捜査官へのインタビューによる。

ターネットサービスプロバイダに対して 749 の警告書を送付したところ、合計 645 件の著作権侵害サイトの削除を実現しました（削除率 86%）¹⁴。同じく、2008 年には 749 の警告書に基づき、合計 645 件の著作権侵害サイトの削除を実現しました（削除率 95%）¹⁵。

また、タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）では、2011 年の 1 月～10 月末までの間に 444 の要求に基づき、合計 318 件の著作権侵害サイト削除を実現しました（削除率 71.6%）¹⁶。ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）も、不法ビジネスソフトウェアの配信サイトの削除要求を成功させています¹⁷。

以上のように、削除率はかなり高いものとなっています。もっとも、これらの削除はインターネットサービスプロバイダによる自発的なものであり、タイの法律によって命令されたものではありません。

②サイバー・ロッカーサイトからの同意取付け

上記公私団体の 1 つであるタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）が、いくつかのサイバー・ロッカーサイトから、著作権侵害物の交換に用いられる MP3 ファイルを受け入れないとの同意を取り付けることに成功しました（もっとも、ファイル名を簡単に変えることができるため、上記同意によって、MP3 ファイルの不存在が完全に保証されるものではありません。）¹⁸。

¹⁴ 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』325 頁。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 2011 年 11 月 30 日タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会（TECA）の取締役

¹⁷ 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』325 頁

¹⁸ 国際知的財産権連盟（IIPA）『2010 年版スペシャル 301 条報告書』325 頁

【ポイント】

- タイにおいて、インターネット上の著作権侵害被害を受けた場合、著作権者は、インターネット上の著作権侵害の防止に取り組む公私の団体へ相談することが考えられます。
- 上記の相談の結果、著作権者は、公私団体による働きかけを通じて、インターネットサービスプロバイダにより、著作権侵害サイトを自発的に削除してもらうことができる場合があります。
- ウェブサイトの管理運がなされている物理的な場所を突き止めることが可能な場合には、当該場所に対して著作権法に基づいて警察による強制捜査を実施してもらうことが可能な場合もあるので、警察へ相談してみるのもよいでしょう。

4. インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除

インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除について教えてください。

(1) インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除の性質

タイの現行法制度上、インターネットサービスプロバイダは、インターネット上の著作権侵害について自らが法的責任を負うものではありません（本章「2. インターネット上の著作権侵害に対応するための法制度」をご参照ください）。したがって、インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイトの削除は、著作権者に対する自発的協力として行われるものです。

(2) インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除に対する評価

著作権侵害サイトの削除は、著作権侵害停止を実現するための実効的な救済手段です。

一方で、インターネットサービスプロバイダが行う著作権侵害サイトの削除については、現在のところ、削除要件や手続等について法的整備がなされないまま

行われています。このため、対象サイトが真実著作権を侵害しているのか否かが不明確な状況の下で削除が行われているといった問題があり得る事態となっています（仮に著作権侵害がないサイトを無断で削除した場合には、インターネットサービスプロバイダは、削除行為について少なくとも契約違反の責任を負うことになると考えられます。）。そこで、インターネットサービスプロバイダによるサイト削除に関する法的手続を整備することが望まれています。なお、これまでのところ、削除行為の適法性を巡って大きな紛争に発展したケースはないようであり¹⁹、裁判所がこの点について未だ実質的判断を行っていない状況にあります。

インターネットサービスプロバイダは、著作権侵害サイト削除の他に、著作権者側に対して侵害者情報の開示等の協力を行っていますか。

インターネットサービスプロバイダは、著作権者に対する協力行為として、著作権侵害サイトの削除以上のことは通常行っておらず、インターネットサービスプロバイダから著作権侵害者を特定するための IP アドレスや名前を入手することはできません。インターネットサービスプロバイダは、通常、ウェブマスターの名前を明らかにすることも拒否します。

また、王立タイ警察に依頼して著作権侵害者を特定するための IP アドレスや名前を入手することも実務上困難です。王立タイ警察は、上記の各情報をインターネットサービスプロバイダから入手するために裁判所の令状を得る手続を取る傾向にはありません。

¹⁹ 2013年1月、調査協力先の Price Sanond Prabhas & Wynne (Bangkok, Thailand)及びタイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 (TECA) に当該紛争事例の有無に関して質問したところ、いずれも「無い」という回答であった。

5. インターネットサービスプロバイダに対する削除要求の手続の流れ

著作権者が、インターネットサービスプロバイダに対して、自己の著作権を侵害するサイトの削除要求を行うに際し、実務上どのような手続をとればよいのかについて教えてください。

(1) 手続の流れ

既に述べたとおり、インターネットサービスプロバイダによる著作権侵害サイト削除は自発的協力によるものですが、実務上、著作権者が削除要求を行う際にとるべき手続の流れは概ね以下のようなものになります。

著作権者は、インターネットサービスプロバイダに対して要求書を送付します。要求書には、次の内容を含めることになります

- ・ 著作権侵害対象物について、請求者が当該対象物に係る著作権を有する根拠の説明
- ・ インターネットサービスプロバイダに対して著作権侵害サイトの削除を要求する旨の記載

(2) 請求者が正当な著作権者であることの証拠

著作権侵害対象物について、請求者が当該対象物に係る著作権を有する根拠を裏付ける証拠として、次のようなものが使用できます。

- ① 知的財産庁（DIP）が発行する著作権登録書の写し
- ② 著作権者が知的財産庁（DIP）に著作権登録していない場合は、以下の各書類
 - ・ 他国当局によって発行された著作権登録書の写し
 - ・ 請求者が著作権者であることを宣言した裁判所の決定
 - ・ 背景調査、ドラフト、ラフ・スケッチ等の、著作物に係る表現を創作する過程で請求者が種々作成した関連書類

知的財産庁（DIP）が発行する著作権登録書とは、どのようなものですか。インターネットサービスプロバイダへのサイト削除の要求に際して著作権登録書の送付は不可欠でしょうか。

知的財産庁（DIP）が発行する著作権登録書は、著作権者であることを推定する機能があります（もともと、著作権登録によって、著作権の存在・帰属が完全に証明されるわけではありません。）。

したがって、インターネットサービスプロバイダに対する著作権侵害サイト削除要求の際、請求者が著作権者であることの証拠として用いることができます。他方で、著作権登録書の証拠送付が不可欠ではありません。あくまで、インターネットサービスプロバイダに対して自己が著作権者であることを説明するための材料としての位置付けを有するものとして理解すべきです。

なお、著作権登録書は、実務上、著作権侵害事案を刑事事件として警察当局によって立件してもらい、或いは、著作権者自らが民事訴訟を提起する場合には必要とされています。この登録書の入手方法については、第IV章「7. 著作権の登録制度」をご参照ください。

6. 今後に向けての取り組み

タイでは、インターネット上の著作権侵害を取り締まる制度を改善するために、どのような取組みがなされていますか。

これまでにみてきたとおり、タイにおけるインターネット上の著作権侵害に対する法制度は必ずしも十分なものではありません。タイ政府に対しては、諸外国からも、侵害に対処するための充実した法制度改善が求められています。例えば、インターネットサービスプロバイダの行う著作権侵害サイト削除を法制度化することや、テクノロジー犯罪取締部（TCSD）の体制強化等が挙げられます。このような中、現在のところ、以下のような法律案・改正案が策定されています。

（1） 著作権法改正案

改正法案は、WIPO 著作権条約（WCT）、WIPO 実演・レコード条約（WPPT）の要

求する著作権保護水準に沿う内容を盛り込んでいます。すなわち、インターネットサービスプロバイダの責任を規定する条項、著作権者による技術的保護手段を回避する行為を規制するための条項等が改正法案に盛り込まれています。この法案は、現在、国会への提出を待つ段階にあります。

(2) 地主／家主責任法案

この法律案は、土地所有者が、自己の所有する土地等について、違法かつ著作権侵害品を頒布するために使用されることを知り、又は知る根拠を有しながら、当該土地等を賃貸する場合に刑事責任を負う旨を規定するものです。ここで、「地主／家主」(Landlord)の定義の中に、インターネットサービスプロバイダをも含めることが法案に規定されています。すなわち、オンライン上で著作権侵害物を頒布するためのバーチャル空間を著作権侵害行為者のために提供している行為を規律するものです。

(3) コンピュータ犯罪法改正案

この改正法案は、著作権侵害行為をコンピュータ犯罪法上の犯罪とする旨を定めています。かかる改正法規定によれば、公務員が、裁判所に対する申立てによってウェブサイトのブロックを行うことができる手続が可能となります。

第IV章 タイにおける著作権紛争に関連する法制度等の概要

1. 日本の著作物に対するタイの国際条約上の関係

日本とタイの条約上の関係を教えてください。特に、TRIPs 協定、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO の WCT、WPPT の規定は、日本とタイの関係においてどのように拘束力を持ちますか。

タイも日本もベルヌ条約に調印しており、世界知的所有権機関（WIPO）及び世界貿易機関（WTO）のメンバーでもあります。タイは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）に批准しており、タイも日本も、特許協力条約（PCT）及びパリ条約加盟国です。他方、タイは、ローマ条約や WCT、WPPT の加盟国ではありません。

タイ政府は、1994 年に著作権法を、1999 年に特許法を、2000 年に商標法を改正する等、上記条約を国内法に取り入れるべく努めてきました。また、タイ政府は、2003 年に地理的表示法を、2000 年に集積回路配置保護法を、1999 年に植物品種保護法を、2002 年に営業秘密法を制定する等、TRIPs 協定に国内法を合致させるべく、新しい法律も制定しています。その結果、上記条約の多くがタイ国内法においても拘束力を有するようになっており、日本国民も、タイ国内においてこれらの保護を享受することができます。

（タイの条約等加盟状況）

	TRIPs 協定	ベルヌ条約	ローマ条約	WIPO の WCT, WPPT
タイ	加盟	加盟	非加盟	非加盟

2. 著作権制度

タイの著作権法には、著作者人格権という概念が存在するでしょうか。

タイ著作権法第 18 条は次のように規定しています。

「本法により、著作物の著作者は、個人を著作者として表示する権限をもち、著作者の名誉、声望を害するような著作物の歪曲、削除、改変その他著作物を害する侵害を譲受人その他の者に禁止する権限をもつ。著作者が死亡するときは、著作者の相続人が著作権保護の全期間をその権利の確定のために争訟する権限をもつ。但し、文書に別段の定めがあるときはこの限りでない。」

このように、タイの著作権法は、著作者の名誉及び声望という観点から、日本の著作権法における著作者人格権を保護しています。概ね、タイ著作権法 18 条における「個人を著作者として表示する権限」は日本の著作権法 19 条における氏名表示権、タイ著作権法第 18 条における「著作者の名誉、声望を害するような著作物の歪曲、削除、改変その他著作物を害する侵害を譲受人その他の者に禁止する権限」は日本の著作権法第 20 条における同一性保持権に、それぞれ該当する概念であると整理できると思われます。

近時、タイの著作権法を改正する動きはあるでしょうか。

著作権法を改正しようとする動きはありますが、いずれも成立は不透明です。例えば、WIPO インターネット条約を国内で実行するには、海賊版の使用者に民事責任及び刑事罰を課すことが必要ですが、製造業者や販売業者により反対されています)。インターネットサービスプロバイダに対する責任規定や技術的保護手段と侵害者に対する罰則に関する規定を設けること、著作権法で用いられている定義の変更も検討されていますが、未だ実現していません。映画盗撮防止法案や地主／家主責任法案も、導入の必要性は説かれているものの、同時に制定に反対する声も強く、成立には至っていません。

なお、著作権法や著作権侵害に関連するその他の法律改正の動向については、第 I 章「2. タイ政府による著作権侵害対策」もご参照ください。

3. 著作権法の保護対象物

タイにおける著作物の概念を、日本法と比較して説明してください。特に、タイの著作権法における「創作性」の概念について説明してください。

「創作的な作品」でなければ、タイの著作権法で保護を受けることはできません。タイの著作権は、「着想、手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論」には及びません（タイ著作権法第6条）。日本の著作権法においても、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり（日本著作権法第2条第1項第1号）、思想又は感情自体には及ばないと解されていますので、著作物の概念は日本と似ているといえるでしょう。

タイの著作権法で保護される対象物にはどのようなものがありますか。特に、録音、実演、映像、音楽、ゲームは、どのように保護されますか。日本法と比較して説明してください。また、保護されない対象について教えてください。

タイ著作権法第6条で保護される著作物の種類と、日本の著作権法第10条で保護される著作物の例として挙げられているものを比較すると、次のようになります。

（日本とタイの著作物の種類比較）

タイ著作権法第6条	日本の著作権法第10条
1. 文芸	1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 演劇	2. 音楽の著作物
3. 美術	3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 音楽	4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 視聴覚	5. 建築の著作物
6. 映画	6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 録音	7. 映画の著作物
8. 放送	8. 写真の著作物
9. 表現の態様、形式を問わず、文芸、学術又は美術の分野に属するその他の著作物	9. プログラムの著作物

両者を比較すると、表現の差こそあれ、内容的には概ね対応しているのではないかと思います。とりわけ、タイで保護対象とされるものはすべて日本でも保護対象になっているものと考えられます。もっとも、日本で保護対象になっているもののうち、建築と図形についてはタイの著作権法上は必ずしも明確ではありませんので、タイでも保護対象といえるのか若干微妙な点はあるかもしれませんが（プログラムについては、本章「9. タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護」のとおりタイでも保護対象になるとされています。）。

また、タイ著作権法7条は、特に次のものに著作権の保護は及ばないと規定しています。

1. 文芸、学術、美術の著作物に属さない、単なる情報の性格をもつにすぎない日常の事実の報道
2. 憲法及び法令
3. 規則、準則、告示、命令、解釈及び省、部局また他の政府機関や地方担当部局の公的な通信
4. 判決、命令、決定及び公的報告
5. 政府部局によってなされた、前述1ないし4の事項に関する資料の翻訳及びそれらの収集物

このうち上記1が重要と思われるが（法令や判決の著作物性が問題になることはほぼないでしょう）、日本の著作権法においても、事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は著作物に該当しませんので（日本著作権法第10条第2項）、両者は同様に考えられると思われます。もっとも、日本においては「事実の伝達にすぎない雑報及び時事」の範囲が解釈上問題になりますので、タイにおいても「単なる情報の性格をもつにすぎない日常の事実の報道」の範囲の解釈につき、注意を払っておく必要があるでしょう。

4. 著作権の主体

著作権者の定義について教えてください。

著作権者は、タイ著作権法によって著作物と認められる著作物を創作する者をいうと定義されていて（タイ著作権法第4条）、同法によって認められる行為をなす排他的な権利を有します。そして、著作権者として保護される場合の要件は、未発効の著作物の場合と発行された著作物の場合とで、次のとおり少し異なります。

未発行の著作物の場合、創作者は、①タイの国籍を有する、②タイに居住している、又は、③タイがその加盟国となっている著作権保護条約（例：ベルヌ条約）の当事国になっている国の国民か居住者（又は著作物の創作のためにその居住期間の大部分をそこで過ごす）でなければなりません（タイ著作権法第8条第1項）。

発行された著作物の場合は、その第一発行がタイ国内若しくはタイが加盟している著作権保護条約（例：ベルヌ条約）の当事国でなければなりません。第一発行が上記にしたがってなされなかった場合は、最初の発行の日から30日以内にタイ国内かタイが加盟している著作権保護条約（例：ベルヌ条約）の当事国で発行されたか、著作物が最初に広告されたときに創作者が未発行の著作物における要件を満たしていたはずであったことが必要です（タイ著作権法第8条第2項）。

法人等の被用者が職務上作成した著作物は、法人等と使用者のどちらに帰属するでしょうか。

雇用の過程で被用者が作成した著作物は、文書による別段の合意がない限り被用者に帰属します（タイ著作権法第9条）。ただし、法人等は、雇用の目的にしたがって著作物を公衆に伝達する権利を有します（同但書）。他方、委託に基づき作成された著作物の著作権は、著作者と雇用者が別段の合意をしない限り雇用者に帰属します（タイ著作権法第10条）。

日本では、法人等の発意に基づいて被用者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、別段の定めがない限り法人等とされます。また、著作物の創作を外部に委託した場合は、別段の定めがない限り委託者ではなく受託者に帰属します。

両者の規定は対照的ですので、要注意です。

(日本とタイの職務著作等に関する制度比較)

	職務著作	外部委託
タイ	原則被用者	原則法人等
日本	原則法人等	原則受託者

5. 著作隣接権

著作隣接権の概念と権利の内容について教えてください。

日本の著作権法では、著作物に著作隣接権が認められていて、実演家、放送事業者及びその他創作者ではないものの著作物を公衆に伝える上で重要な役割を果たしている者の権利を認めています。著作物を公衆に伝えるという役割を果たす結果として、実演家、放送事業者及びその他の者には、日本法上一定の限定された権利が付与されます。したがって、「著作隣接権」とは、当該著作物に関連する著作権であり、当該著作物における創作者の権利からは独立した権利であるといえます。

著作隣接権は、実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関するローマ条約（ローマ条約）でカバーされていますが、タイは未だローマ条約に署名していませんので、日本と同様には、明確に定義づけられていません。それでもなお、実演家、録音・録画物の製作者及び放送事業者のための著作隣接権は、後述のように、タイ著作権法の下で保護されています。

(日本とタイの著作隣接権に関する制度比較)

	実演家の権利	レコード制作者の権利	放送事業者の権利
日本	著作隣接権として保護	著作隣接権として保護	著作隣接権として保護
タイ	実演家の権利として保護	録音・録画物の著作権として保護	放送の著作権として保護

※ 権利の具体的内容は各著作権法によって異なりますので、ご注意ください。特に、レコード制作者の権利と放送事業者の権利は、日本著作権法のように隣接著作権として保護されるものではありません。

実演家の権利について教えてください。

実演家の権利は、タイ著作権法第 44 条から第 53 条と第 61 条から第 66 条に規定されていて、一般に、著作権者には多くの保護が与えられています。外国人の実演家も、タイ著作権法で保護を与えられます。

実演家は、既に記録されている記録媒体を用いてする音及び映像の放送を除き、その実演を記録、複製して、公衆に放送する独占的な権利を有します（タイ著作権法第 44 条）。

また、実演家は、既に営利目的をもって公にされている実演の音声記録又はそのコピーをラジオ放送し、又は直接公衆に伝達する者から、「相当な報酬」を受領する権利があります。報酬額につき当事者間で協議が調わない場合には、政府の担当機関によって定められます（タイ著作権法第 45 条）。ただし、これには例外もあり、当該実演が営利目的なしに公衆に放送されたような場合には、当該実演に対する「相当な報酬」は支払われません。

実演家の権利は、当該実演が行われた暦年の最終日から 50 年間存続し（タイ著作権法 49 条）、その全部又は一部を譲渡することもできます（同第 51 条）。

録音・録画物の製作者の権利、放送事業者の放送に関する権利、出版者の権利について教えてください。

録音・録画物の製作者の権利と放送事業者の放送に関する権利は、著作物として著作権法で保護されます。出版者の権利は、タイの法律には定めがありません。

6. 著作権保護の内容、取得、保護期間及び譲渡

著作権の内容(支分権)について教えてください。

著作権者は、著作物の保護期間中、一定の金銭の支払いと引換えに、著作物の経済的利用を認めることができます。経済的な権利は、タイ著作権法第 15 条に定められていて、著作物を複製、譲渡、利用許諾、翻訳又は翻案する独占的な権利を含みます。

(日本とタイの著作権の内容 (支分権) 比較)

日本	複製、上演・演奏、上映、公衆送信等、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案、二次的著作物の利用
タイ	複製又は翻案、公衆への伝達、コピーの貸与

※ その他、タイ著作権法では、他人への著作権から生じる利益の供与や利用許諾も支分権の概念に含めるような規定ぶりになっています。

著作権及び著作隣接権の保護期間について教えてください。また外国人の著作権、著作隣接権の保護期間は、どのようになっているのでしょうか。

一般に、著作権は、著作者の生存中及び死後 50 年間存続します (タイ著作権法第 19 条)。共同著作者がいる場合は、共同著作者の生存中及び最後の共同著作者の死後 50 年間存続します (同条)。著作物が公表される前に著作者又はすべて共同著作者が死亡した場合は、著作権は当該著作物が最初に公表された日から 50 年間存続します。著作者が法人の場合、著作権は著作物が創作された日から 50 年間存続しますが、著作物が公表された場合は、最初に公表された日から 50 年間存続します (同条)。

著作権の保護期間経過後に著作物が公表されても、著作権の保護期間が再度始まることはありません (タイ著作権法第 26 条)。著作権の保護を受けるために、著作権を登録する必要はありません。

結論としては、日本法と概ね同様の規定になっていると考えられます。両者ともにベルヌ条約に加盟していますので、大きな違いがないのも、ある意味当然かもしれません。

応用美術の保護期間について教えてください。

応用美術とは、実用的又は機能的に用いられる線画、絵画、彫刻、版画、建築、写真、図面及び模型等のような作品の構造を備える著作物として定義されます。応用美術の著作物は、著作の時から 25 年間存続しますが、著作物がこの期間内に公表されたときは最初に公表された日から 50 年間存続します（タイ著作権法第 22 条）。

（日本とタイの著作権の保護期間比較）

	原則	無名・変名	団体名義	備考
日本	作者の死後 50 年	公表後 50 年	公表後 50 年	映画につき 公表後 70 年
タイ	作者の死後 50 年	発行後 50 年	発行後 50 年	応用美術につき 著作後 25 年又は 発行後 50 年

※ 日本における「公表」とタイにおける「発行」は、概ね同じ概念であると考えてよいと思われます。

※ 公表ないし発行後の年数が保護期間であるものについては、創作から公表ないし発行までに当該年数（タイの応用美術については 25 年）が経過した場合はその時点で保護期間が満了します。

著作権を譲渡する場合の要件や効果等について教えてください。また、著作物を利用許諾する場合の種類や内容等について教えてください。

著作権は、タイ著作権法第 17 条に基づき自由に譲渡できます。著作権者は、著作権が保護される期間の一部又は残存する全期間、著作権の全部又は一部を譲渡できます。相続の場合を除き、著作権の譲渡は、譲渡人、譲受人の双方の署名がある文書によりなされなければなりません。期間が譲渡契約に定められていない場合、譲渡は 10 年間継続するとみなされます。また、タイ著作権法で保護されるすべての種類の著作権は、利用許諾することができます。

全体的に、日本と特筆すべき違いはないものと思われます。

著作権の権利制限について教えてください。TRIPs 協定第 13 条（制限及び例外）に照らし合わせてタイの権利制限の範囲は同じでしょうか。

タイ著作権法上の著作物の権利制限は、TRIPs 協定第 13 条で認められる制限と一致します。TRIPs 協定第 13 条は、「加盟国は、独占的な権利に対する制限又は例外を、著作物の通常の利用と抵触せず、著作権者の正当な利益を不合理に妨げない特別な場合に限定しなければならない」と規定しています。タイ著作権法上、著作権者は、通常、著作物に対する独占的な権利を自由に行使でき、他者は、著作権者の許諾なしに著作物を利用できません（タイ著作権法第 15 条）。著作権者が著作物に関する権利を他者に付与する場合、著作権者は「不当に競争を制限する」条件を課してはなりません（タイ著作権法第 15 条第 5 項）（「不当に競争を制限する」との概念は、本章「9 タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護」で説明します。）。

タイにおける私的使用の範囲について教えてください。

著作物の私的使用として許容される範囲は、タイ著作権法第 32 条から第 43 条に規定されています。一般に、著作権者が有する著作物につき「利益を追求する」権利に抵触せず、他に著作権者の正当な権利に影響しない態様で著作物を利用することは、著作権の侵害であるとはみなされません。例えば、次のものは著作権の侵害であるとはみなされません。

- a. 利益を目的としない著作物の調査・研究（タイ著作権法第32条第1項）
- b. 私的使用、また、その家族、緊密な関係者の使用（同第2項）
- c. 著作物の著作権者を認知してなされるその著作物の解説、批評またその紹介（同第3項）
- d. 著作物の著作権者を認知してなされるマス・メディアによるニュースの報道（同第4項）
- e. 権限ある公務員による裁判手続、行政手続のためになされる使用（同第5項）
- f. 営利を伴わないことを条件として、教師による教示のために使用すること（同第6項）、営利を伴わない生徒への配布（同第7項）及び試験にかける問題また答案の部分として著作物を使用すること（同8項）

現行の日本著作権法でも、正当な利用行為の種類が詳細に定められています

ので、タイ著作権法も類似の法律構造になっているといえます。

著作権侵害により著作権者に認められる権利や、その他著作権侵害に関する規定について説明してください。

侵害が発生すると、著作権者はタイ著作権法第 62 条から第 66 条に基づく保護を受けることができます。

侵害が発生すると、著作権者は、第 II 章で説明したとおり、侵害者に対して各種手続をとることができます。例えば、経済犯罪取締部（ECD）やテクノロジー犯罪取締部（TCSD）への請求、タイ著作権法第 69 条から第 77 条に規定されている侵害者に対する刑事又は民事の責任追及のための知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）への提訴等です。

著作権侵害行為に対する罰則について説明してください。

第 II 章「8. 刑事手続」でもご説明しましたが、著作権侵害行為に対しては主として次のような罰則が設けられています。

- － 実演家の権利を侵害した者（タイ著作権法第 27 条から第 30 条及び第 52 条違反）に対して、2 万バーツから 20 万バーツの罰金（同法第 69 条）
- － 著作権侵害を行った者（タイ著作権法第 31 条違反）に対して、1 万バーツから 10 万バーツの罰金、第 1 項に定める商業目的の場合には 3 ヶ月から 2 年以下の懲役又は 5 万バーツ 40 万バーツの罰金又はその双方（同法第 70 条）

7. 著作権の登録制度

著作権の登録制度について説明してください。日本法における登録概念との共通点、相違点を挙げてください。また、紛争解決との関係における登録することのメリットを教えてください。

著作者は知的財産庁（DIP）に著作物を登録できますが、登録しないと著作権の保護を受けられない訳ではありません。通常、著作者は、裁判所（特に知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所））に自らが著作者であることを示す証拠として、知的財産庁（DIP）に著作物を登録するよう、助言されます。知的財産庁（DIP）に著作物を登録する主たるメリットは、登録がなければ ECD は著作権者に刑事手続を行うことを認めない点にあります。換言すれば、知的財産庁（DIP）への登録をしていない著作権者は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）で民事上の救済を求められるのみです。

著作権の帰属や優劣は、知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）により証拠の重要性を勘案して決せられます。法律的な観点からすれば、知的財産庁（DIP）への著作物の登録は、著作権の帰属や優劣を証明しませんが、著作権者は登録した者に帰属するとの推定は働きます。知的財産・国際貿易裁判所（IPIT 裁判所）は、著作権者に対し、著作物における著作権者の権利を補強するべく追加の証拠提出を求めることができますが、裁判所は、他方当事者（例えば、著作権侵害を問われた当事者）に対し、登録した者に著作権が帰属することを弾劾する証拠を提出するよう、求めることが多いでしょう。

日本でも著作権は登録によって発生するものではなく、登録は著作者の推定等の意味があるにとどまりますので（日本著作権法第 75 条等）、タイも同様の制度を採用するものと考えられます。

知的財産庁（DIP）への著作権登録手続を教えてください。

著作権を登録するには、知的財産庁（DIP）に申請書を提出します。また、州の財務局にも提出できます。

申請書には、例えば著作権者の氏名・タイでの連絡先、著作物の名前・種類、創作性のある部分の特定、創作された国、創作された年、最初に公開された年月日、著作権に関する利用許諾や譲渡等を記載します。また、著作物が創作される

に至った手段や方法も簡潔に記載します。さらに、文芸の著作物であれば書籍、演劇、録音、映画の著作物等であれば CD 等も添付して提出します。その他、知的財産庁 (DIP) への申請書の様式については、次頁以降をご参照ください²⁰。なお、登録費用は必要ありません。

なお、提出後登録までは 2～3 ヶ月かかります。登録されると、知的財産庁 (DIP) から申請者の住所に証明書が送付され、第三者にも公開されます。

²⁰ 実際の申請書はタイ語のみで提供されており、日本語・英語は、参考として掲載しております。なお、右頁の英語版は、左頁のタイ語版に対応しておりますが、この英語版は、調査協力先である Price Sanond Prabhas & Wynne (Bangkok, Thailand) の翻訳によるものです。実際の申請に際しては、タイ語のわかる方にご相談ください。



คำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์
 著作権情報の通知のためのアプリケーション
ประเภทงานอันมีลิขสิทธิ์
 著作物の種類

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> วรรณกรรม | <input type="checkbox"/> ดนตรีกรรม |
| <input type="checkbox"/> นาฏกรรม | <input type="checkbox"/> ภาพยนตร์ |
| <input type="checkbox"/> ศิลปกรรม | <input type="checkbox"/> งานแพร่เสียงแพร่ภาพ |
| <input type="checkbox"/> สื่อทัศนวัสดุ | <input type="checkbox"/> งานอื่นใดในแผนกวรรณคดี |
| <input type="checkbox"/> สิ่งบันทึกเสียง | แผนกวิทยาศาสตร์หรือแผนก |

สำหรับเจ้าหน้าที่
公式用

เลขคำขอ ลข.
出願番号

รับวันที่
受理日

ทะเบียนข้อมูลเลขที่
情報登録番号

เอกสารแนบ
添付

- สำเนาคำขอ ลข.01
- หนังสือรับรองความเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์
- ผลงานหรือภาพถ่าย
- สำเนาบัตรประจำตัวหรือหนังสือรับรองนิติบุคคล
- หนังสือมอบอำนาจ (ถ้ามี)
- เอกสารอื่น ๆ (ถ้ามี)

1. ชื่อเจ้าของลิขสิทธิ์ 著作権者の名前

ชื่อ

.....

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

2. ชื่อตัวแทน 代表者の名前

ชื่อ

.....

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

3. สถานที่ติดต่อในประเทศไทย
問い合せ先住所 (タイ)

4. ชื่อผู้สร้างสรรค์ หรือนามแฝง 著者名又は別名

ชื่อ

.....

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

5. ชื่อผู้สร้างสรรค์ร่วม หรือนามแฝง 共著者名又は別名

ชื่อ

.....

สัญชาติ

เลขประจำตัวประชาชน/นิติบุคคล

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

ที่อยู่

รหัสไปรษณีย์

โทรศัพท์

โทรสาร

วัน เดือน ปี ที่จดทะเบียนนิติบุคคล

วัน เดือน ปีที่ผู้สร้างสรรค์ตาย (เฉพาะบุคคลธรรมดา)

วัน เดือน ปี ที่จดทะเบียนนิติบุคคล

วัน เดือน ปีที่ผู้สร้างสรรค์ตาย (เฉพาะบุคคลธรรมดา)



Application for Notification of Copyright Information

Type of copyright work:

- Literary work Musical work
 Dramatic work Cinematographic work
 Artistic work Broadcasting work
 Audiovisual work Other work in the field of
 Sound recording literature, science or arts

For official' s use

LorKhor. Application No.

Date of Receipt

Information Registration No.

Attachments

- Copy of LorKhor.01 application
 Certificate of copyright ownership
 Work or photograph
 Copy of ID card or juristic person certificate
 Power of attorney (if any)
 Other document (if any)

1. Name of Copyright Owner Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□		2. Name of Representative Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□	
Address		Address	
Postcode		Postcode	
Tel. Fax.		Tel. Fax.	
3. Contact Address in Thailand			
4. Name of Author or Alias Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□		5. Name of Co-author or Alias Name Nationality Citizen ID / Juristic Person No. □□□□□□□□□□	
Address		Address	
Postcode		Postcode	
Tel. Fax.		Tel. Fax.	
Date of Juristic Person Registration		Date of Juristic Person Registration	
Date of Author' s Death (natural person only)		Date of Author' s Death (natural person only)	

6. ชื่อผลงาน (โปรดสะกตชื่อผลงานที่ถูกต้อง).....
 作品名 (作品名の正しいスペルを記入)

7. ประเภทของงาน 著作物の種類

วรรณกรรม

ลักษณะงาน

- หนังสือ จุลสาร สิ่งเขียน
 สิ่งพิมพ์ ปาฐกถา เทศนา
 คำปราศรัย สุนทรพจน์
 โปรแกรมคอมพิวเตอร์
 งานนิพนธ์อื่น ๆ (ระบุ).....

นาฏกรรม

ลักษณะงาน

- ทำรำ
 ทำเต้น
 การแสดงใบ้
 การทำท่าหรือการแสดง
 ที่ประกอบขึ้นเป็นเรื่องราว

ศิลปกรรม

ลักษณะงาน

- จิตรกรรม (เช่น ภาพวาด)
 ประติมากรรม (เช่น รูปปั้น/แกะสลัก)
 ภาพพิมพ์ (เช่น ภาพปกหนังสือ)
 สถาปัตยกรรม (เช่น งานออกแบบ
 อาคาร/สิ่งปลูกสร้าง)
 ภาพถ่าย
 ภาพประกอบ แผนที่ฯ
 ศิลปประยุกต์(งานที่นำไปใช้ประโยชน์อย่างอื่น)

สิ่งบันทึกเสียง

โสตทัศนวัสดุ

ภาพยนตร์

ดนตรีกรรม

งานแพร่เสียงแพร่ภาพ

งานอื่นใดอันเป็นงานในแผนกวรรณคดี

ลักษณะงาน

ลักษณะงาน

แผนกวิทยาศาสตร์หรือแผนกศิลปะ

- ทำนอง โน้ตเพลง
 ทำนองและคำร้อง แผนภูมิเพลง
 คำร้องที่แต่งเพื่อประกอบทำนอง

- งานแพร่เสียง
 งานแพร่ภาพ
 งานแพร่เสียงและภาพ

- ลักษณะงาน
 ลายถัก ลายปัก
 อื่น ๆ (ระบุ).....

ผลงานที่ยื่นประกอบคำขอ

8. ความเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์ 権利の内容

เป็นผู้สร้างสรรค์เอง

เป็นผู้ว่าจ้าง

เป็นผู้รับจ้าง ซึ่งสัญญาจ้าง
 ทำของกำหนดให้ผู้รับจ้าง
 เป็นเจ้าของลิขสิทธิ์

เป็นนายจ้างซึ่งมีหนังสือ
 ตกลงกับลูกจ้างว่า ให้
 นายจ้างเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์

เป็นกระทรวง ทบวง กรม
 หรือหน่วยงานของรัฐหรือของ
 ท้องถิ่นที่มีลิขสิทธิ์โดยการจ้างหรือ
 ตามคำสั่งหรือการควบคุมของตน

เป็นผู้รับโอนลิขสิทธิ์

รับโอนทั้งหมดในงานสร้างสรรค์

รับโอนลิขสิทธิ์บางส่วน

- สิทธิในการทำซ้ำ
 สิทธิในการดัดแปลง
 อื่น ๆ (ระบุ).....

เป็นผู้ดัดแปลงโดยได้รับอนุญาต
 จากเจ้าของลิขสิทธิ์

- โดย การแปล
 อื่น ๆ (ระบุ).....

เป็นผู้รวบรวมโดย

นำเอาผลงานอันมีลิขสิทธิ์ มารวบรวมหรือประกอบเข้ากัน
 โดยได้รับอนุญาตจากเจ้าของลิขสิทธิ์

- ในรูปแบบ พจนานุกรมฯ สารานุกรม
 เว็บเพจ
 อื่น ๆ (ระบุ).....

เป็นผู้นำเอาข้อมูลหรือสิ่งอื่นใดมารวบรวมหรือประกอบเข้ากัน

- ในรูปแบบ ฐานข้อมูล
 อื่น ๆ (ระบุ).....

6. Name of Work (please provide correct spelling of the name of work)

7. Type of Work

 Literary work Dramatic work Artistic work

Form of work

Form of work

Form of work

 Book Pamphlet Writing Choreography Painting (e.g. drawing) Printed matter Lecture Sermon Dancing Sculpture (e.g. statue/carving) Address Speech Pantomime Lithography (e.g. book cover) Computer programme Acting or Architecture Other literary work(specify)performance in
dramatic arrangement (e.g. design of building) Photograph Illustration, map Applied art

(work used for other purpose)

 Sound recording Audiovisual work Cinematographic work Musical work Broadcasting work Other work in the field of
literature, science or arts

Form of work

Form of work

Form of work

 Melody Musical notes Sound broadcasting Knitting pattern Melody and lyrics Musical diagram Video broadcasting Embroidery pattern Lyrics composed for melody Sound and video
broadcasting Other(specify)

Work submitted with the application

8. Ownership of Copyright

 Being the author Being the assignee of copyright Being the compiler Being the hirer Having been assigned the
whole created work Having compiled or
incorporated copyright work Being the hired person and the
hire of work contract provides
that the hired person shall be
the copyright owner Having been assigned part of
the copyrightwith the copyright owner' s
permission Being the employer and having
a written agreement with the
employee that the employer
shall be the copyright owner Right of reproduction

in the form of

 Right of adaptation Dictionary/encyclopedia Other (specify) Webpage Having made adaptation with
the copyright owner' s
permission by Other (specify) Having compiled or
incorporated data or any other
thing Being the Ministry, Department,
or government or local agency
having copyright by means of
hiring or under its order or
control Translation

in the form of

 Other (specify) Database Other (specify)

<p>9. ลักษณะการสร้างสรรค์ 作品の創作</p> <p><input type="checkbox"/> สร้างสรรค์ขึ้นเองทั้งหมด <input type="checkbox"/> สร้างสรรค์บางส่วน (ระบุ)</p> <p><input type="checkbox"/> อื่น ๆ (ระบุ)</p>
<p>10. สถานที่สร้างสรรค์ สร้างสรรค์ในประเทศ (ระบุ)</p> <p>創作した国 (具体的に)</p>
<p>11. ปีที่สร้างสรรค์ (ระบุ)</p> <p>創作した年 (具体的に)</p>
<p>12. การโฆษณางาน (การนำเสนอออกจำหน่ายโดยความยินยอมของผู้สร้างสรรค์ โดยสำเนาจำนวนมากพอสมควร)</p> <p>著作物の公表</p> <p><input type="checkbox"/> ยังไม่ได้โฆษณา</p> <p><input type="checkbox"/> ได้โฆษณาแล้วโดยโฆษณาครั้งแรกเมื่อวันที่ เดือน พ.ศ.</p> <p>ณ ประเทศ</p>
<p>13. การแจ้ง/จดทะเบียนลิขสิทธิ์ในต่างประเทศ 海外著作権の通知/登録</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่เคยแจ้งหรือจดทะเบียน <input type="checkbox"/> แจ้งหรือจดทะเบียนไว้แล้วที่ประเทศ (ระบุ)</p>
<p>14. การอนุญาตให้ใช้ลิขสิทธิ์/โอนลิขสิทธิ์ 著作権許諾/譲渡</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่เคยอนุญาตให้ใช้ลิขสิทธิ์ / โอนลิขสิทธิ์</p> <p><input type="checkbox"/> อนุญาตให้ใช้ลิขสิทธิ์ / โอนลิขสิทธิ์ให้แก่เมื่อวันที่ เดือน พ.ศ.</p> <p><input type="checkbox"/> อนุญาต/โอนลิขสิทธิ์ (แนบสำเนาสัญญาหรือนิติกรรม)</p> <p><input type="checkbox"/> สิทธิทั้งหมด <input type="checkbox"/> สิทธิบางส่วน (ระบุ)</p> <p><input type="checkbox"/> อนุญาต/โอนลิขสิทธิ์ (แนบสำเนาสัญญาหรือนิติกรรม)</p> <p><input type="checkbox"/> ตลอดอายุลิขสิทธิ์ <input type="checkbox"/> มีกำหนดเวลา (ระบุ).....ปี</p>
<p>15. การเผยแพร่ข้อมูลลิขสิทธิ์ 著作権情報の開示</p> <p><input type="checkbox"/> ข้าพเจ้าอนุญาตให้คนอื่นตรวจสอบเอกสารในแฟ้มคำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์และผลงานของข้าพเจ้าได้</p> <p><input type="checkbox"/> ข้าพเจ้าไม่อนุญาตให้บุคคลใดตรวจสอบเอกสารในแฟ้มคำขอฯ และผลงานของข้าพเจ้า</p> <p><input type="checkbox"/> อื่น ๆ (โปรดระบุ)</p> <p>ทั้งนี้ข้าพเจ้ารับทราบฯ กรมฯ ให้บริการตรวจค้นข้อมูลลิขสิทธิ์แก่ประชาชนทั่วไปทางคอมพิวเตอร์และอินเทอร์เน็ต</p> <p>ข้าพเจ้ายินดีเผยแพร่ข้อมูลตามที่ปรากฏในแบบ ลข.01</p>

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าข้อความข้างต้นเป็นความจริงทุกประการและหลักฐานที่ส่งประกอบคำขอเป็นหลักฐานที่ถูกต้อง หากปรากฏภายหลังว่าข้าพเจ้าไม่ได้เป็นเจ้าของลิขสิทธิ์หรือตัวแทนรับมอบอำนาจจากบุคคลดังกล่าว และก่อให้เกิดความเสียหายแก่บุคคลหนึ่งบุคคลใด หรือกรมทรัพย์สินทางปัญญา ข้าพเจ้าขอเป็นผู้รับผิดชอบในความเสียหายที่เกิดขึ้นทุกประการ

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์ / ตัวแทน

.....
...../...../.....

หมายเหตุ ในกรณีที่แบบ ลข.01 มีเนื้อที่ไม่พอ และต้องการระบายละเอียดเพิ่มเติม ให้ใช้ใบต่อท้าย ลข.01

โดยระบุหมายเลขกำกับข้อ และหัวข้อที่แสดงรายละเอียดเพิ่มเติมดังกล่าวด้วย

การดำเนินการตามคำขอนี้ ไม่ต้องเสียค่าธรรมเนียมใด ๆ ทั้งสิ้น

คำขอเลขที่.....

ทะเบียนข้อมูล เลขที่.....

ใบต่อท้ายคำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์

著作権情報の通知用の別紙

แบบ ลข.01

Blank area for content.

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์ / ตัวแทน

.....

...../...../.....

Application No.

Information Registration No.....

Annex Sheet for the Application for Notification of Copyright Information

LorKhor.01 Form

Signed **Copyright Owner / Representative**

/...../.....

Page of pages

แบบคำขอ ลข. เลขที่

ทะเบียนข้อมูล เลขที่

แบบแสดงรายละเอียดเกี่ยวกับการสร้างสรรค์ผลงานโดยย่อ
著作物の概要

Blank area for the summary of the creative work.

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์ / ตัวแทน

.....

...../...../.....

หน้า ___ ของจำนวน ___ หน้า

Brief Details of Work Creation

Signed Copyright Owner / Representative

.....

...../...../.....

หนังสือรับรองความเป็นเจ้าของงานลิขสิทธิ์

権利者であることの証明書

โดยหนังสือฉบับนี้ นาย/นาง/นางสาว/บริษัท/ห้างหุ้นส่วน.....
ตั้งอยู่เลขที่
ทะเบียนนิติบุคคลเลขที่ (ถ้ามี) ขอรับรองว่าเป็นเจ้าของลิขสิทธิ์ในงานอันมี
ลิขสิทธิ์ประเภท ชื่อผลงาน
ที่ยื่นคำขอแจ้งข้อมูลลิขสิทธิ์ไว้ต่อกรมทรัพย์สินทางปัญญา เมื่อวันที่แต่เพียงผู้เดียว

ข้าพเจ้าขอรับรองว่าข้อความข้างต้นเป็นความจริงทุกประการ หากปรากฏภายหลังว่าข้าพเจ้าไม่ได้เป็น
เจ้าของ ลิขสิทธิ์และก่อให้เกิดความเสียหายแก่บุคคลหนึ่งบุคคลใดหรือกรมทรัพย์สินทางปัญญา ข้าพเจ้าขอเป็นผู้รับผิดชอบ
ในความเสียหายที่เกิดขึ้นทุกประการ

ลงชื่อ.....เจ้าของลิขสิทธิ์

.....

ตำแหน่ง (ถ้ามี).....

ประทับตรา (ถ้ามี)

วันที่ เดือน พ.ศ.

Certificate of Ownership of the Copyright Work

Mr./Mrs./Miss/Company/Partnership.....,
located at
juristic person registration no. (if any), hereby certifies that
he/she/it is the sole owner of copyright in the copyright work in the type of named
..... for which the Application for Notification of Copyright Information is filed with
the Department of Intellectual Property on

I certify that the above contents are all true. If it is later found that I am not the copyright owner and have caused damages to any person or the Department of Intellectual Property, I shall be responsible for all the incurred damages.

Signed Copyright Owner
.....

Position (if any)

Affix seal (if any)

Date Month..... B.E.

8. タイにおける外国人の著作物に対する保護

タイにおける外国人の著作物に対する保護について教えてください。

タイはベルヌ条約の加盟国ですので、外国人もタイ著作権法の保護を受けます。タイで外国人が著作権の保護を受け、権利を実現するのに、特別の形式は必要とされていません。むしろ、創作された場所にかかわらず、著作物は創作されると直ちに、作者に権利が発生します。そして、作者又は作者から権利を譲り受けた者のみが、正当に著作権を行使できます。

9. タイにおけるコンピュータ・プログラム著作権の保護

コンピュータ・プログラム著作権の主体、内容、権利帰属について教えてください。

コンピュータ・プログラムは文芸の著作物として保護され、タイ著作権法では著作権の保護が与えられるものとして特に認識されています。コンピュータ・プログラムは、タイ著作権法において「コンピュータ著作物を作成し、若しくは、プログラムの言語の種を問わず、ひとつの結果を得ることができるようコンピュータを機能せしめる一連の指令を組み合わせたものをいう」と定義されています。

コンピュータ・プログラムの著作者は、他の著作物の著作者と同様に、当該プログラムにつき著作権を主張する正当な権利を有します。他の種類の著作物の著作者に相当するように、コンピュータ・プログラムの著作者は経済的利用を制限する権利を有し、利用の対価の支払いを受けることができます。保護されるコンピュータ・プログラムの経済的権利は、複製、公衆への伝達、利用許諾、翻訳又は翻案に関する独占的な権利を含みます（タイ著作権法第15条）。著作者の許諾なしに次のことを行くと、コンピュータ・プログラムの侵害になります（タイ著作権法第30条）。

1. コンピュータ・プログラムの複製又は翻案
2. コンピュータ・プログラムの公衆への伝達
3. コンピュータ・プログラムの原著作物又はそのコピーの貸与

もっとも、コンピュータ・プログラムに関して行われる営利を目的としない行

為は、著作権侵害を構成しない場合もあります（タイ著作権法第 35 条）。

コンピュータ・プログラムのうち著作物として保護される部分について教えてください。この点、プログラム言語、規約、解法には著作権の保護が及ぶでしょうか。

プログラム言語とコンピュータ・プログラムのコードは著作権法上保護されます。アルゴリズムも保護されますが、概念、原理、発見又は科学的、数学的法則には著作権法の保護が及びません。

プログラム著作権の使用許諾及び譲渡について教えてください。

著作権者は、コンピュータ・プログラムにつきタイ著作権法第 15 条で定められている行為を他者に許諾することができます。特に、著作権者は、コンピュータ・プログラム、視聴覚著作物、映画の著作物及び録音物の原作品又はコピーを貸与する独占的な権利を有します（タイ著作権法第 15 条第 3 項）。コンピュータ・プログラムの使用を他者に許諾する権限は、いずれも、条件を付し又は付さないで行うことができるものですが、かかる条件は不当に競争を制限するものであってはなりません（タイ著作権法第 15 条第 5 項）。

残念ながら、タイ著作権法は、どのような種類の条件が不当に競争を制限するのかにつき詳細を定めておらず、その代わり、省の規則に定められる準則、方法、条件に委ねられます。1997 年に、商務省は「不当に競争を制限する」の意味を明確にした規則を発行し、「事案ごとに、かかる条件によって生じ、又は生じ得る結果とともに、不当に競争を制限する目的、意図を考慮して決定する」としました。この規則では、著作権者によって不当に競争を制限するものの例を挙げています。例えば、著作権者の物をライセンシーに取得するよう拘束すること、ライセンシーにある特定の供給者の物を取得する行為を禁止すること、ライセンシーにある特定の者を雇用するよう、また、雇用しないよう要求すること、不当なロイヤルティ率を課すこと、著作物の試験や調査に関して条件を付すこと、相当の報酬なしに著作物の翻案物を譲渡するようライセンシーに要求すること、一方的かつ合理的理由なくライセンスを終了することを著作権者に認めること、著作権者の他の著作物を利用するよう、又は、他者の著作物を利用しないようライセンシーに要求すること、等です。

プログラム著作権の登録制度及び所要費用、所要期間について教えてください。

コンピュータ・プログラムにつき、著作権登録をする必要はありません。しかし、著作者は、予防的手段として、コンピュータ・プログラムにおける著作権者の権利につき知的財産庁（DIP）に登録申請することができます（登録制度については本章「7. 著作権の登録制度」参照）。

タイでは、コピーコントロールやアクセスコントロールの回避に関する規定がありますか。

タイ著作権法は「創作的表現」を保護するのみで、コンピュータ・プログラムのうち手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論の部分は保護していません。他の種類の「創作的表現」と異なり、コンピュータ・プログラムには、著作権保護に対する上記例外の1つに含まれると考えられるコードがかなり存在すると思われます。著作者は、かかるコードは主たるコードに付属するものであり、著作物全体に対して著作権を保護しないようなことがあってはならないと主張する必要があるでしょう。

また、主要な部分が修正されたコンピュータ・プログラムは、原著作物の翻案ではなく新たな独立した創作的著作物を構成すると考えられます。もし、新たなコンピュータ・プログラムを創作するに際して原著作物が利用されたと証明できなければ、原著作物の著作権者は新しいコンピュータ・プログラムにつき何らの権利も有しません。この意味において、新しいコンピュータ・プログラムは原著作物に基づいていない旨の推測を働かせるべく、種々の不明瞭なコード化のテクニックが用いられます。

10. 他の制度による著作物の保護

光ディスク製造法（Optical Disk Production Act (B. E. 2548)）について教えてください。

光ディスク製造法は、知られているすべての光学ディスクの製造施設を規制し、地下工場での製造活動を停止させることを目的としています。これは、タイにおける著作権侵害に対抗することを援助することが意図されています。製造業者は知的財産庁（DIP）に報告すること、及び、機械と製造されたディスクの番号を登録することが求められています。担当公務員は、製造施設に立ち入り、遵守しているかを検査する権限を有しており、この法律の違反に対しては、100万バーツ以下の罰金と5年以下の懲役が科せられます。この法律の主要な部分は、著作権者が光学ディスクを正当に複製する前に、著作権者コードを取得することを義務付けることにあります。

コンピュータ犯罪法（Computer Crime Act 2007 (B. E. 2550)）について教えてください。

コンピュータ犯罪法は2007年に施行されましたが、この法律は、インターネットやその他コンピュータにアップロードされたコンテンツが同法の違反となるか、また、国家安全の視点から刑法犯となるかを幅広く定め、また、この点につき裁判所に広い裁量を与えるものです。特に、コンピュータ犯罪法第14条は、国家安全に関する犯罪となるコンピュータシステムへの侵入行為に及んだ者に対し、5年以下の懲役、10万バーツ以下の罰金又はこれらの併科に処する旨を規定しており、同第15条では、同第114条に基づくコンピュータシステムへの侵入行為を援助又は許可した、同システムを管理するインターネットサービスプロバイダを含むサービスプロバイダも、この犯罪者に含まれるものを規定しています。

コンピュータ犯罪法は、いかなる犯罪が国家安全に関するのかにつきガイドラインを定めていませんが、近時、不敬罪を含む国家安全上の理由に関する同法第14条及び第15条に基づき、有罪判決や実刑判決が課せられた事案が散見されていて議論を呼んでいます。

著作権侵害が幾分かでもタイの国家安全に関連しているものでない限り、コン

ピュータ犯罪法が著作権者に利用されて、タイにおける著作権の保護に役立っているようには思われません。しかし、同法は、侵害された物の元の譲渡人を特定するには有益かと思われま

マネーロンダリング防止法 (Anti-Money Laundering 法 (B. E. 2542)) について教えてください。

マネーロンダリング防止法 (2009 年に改正) は、タイにおけるマネーロンダリング法の中核を構成します。多くの他の地域でもそうであるように、マネーロンダリングに関するタイの法律はまだ発展途上の段階にあり、マネーロンダリングの実態がよく理解されるにつれて修正が繰り返されています。タイのマネーロンダリング防止法を規制し執行する責務を負うタイの主要な政府機関はマネーロンダリング対策室ですが、他のタイの政府機関、例えば、財務省、証券取引委員会、タイ銀行及び国家汚職防止委員会 (NCCC) なども関係します。これらの機関の多くは、それぞれの範囲に含まれる団体のために、既存の立法に加えて独自の要件やガイドラインを補充してきました。加えて、新しいマネーロンダリングの規制が定期的に発行されています。

マネーロンダリング防止法は、同法で定義されている「前提犯罪」を犯すことによって得られた金銭や財産の洗浄に向けられています。前提犯罪には、麻薬、汚職及びテロに関する犯罪が含まれます。タイ政府は、マネーロンダリング防止法を執行する際、私的機関による助力に大いに依存しています。マネーロンダリング防止法は、政府機関、金融機関及び他の規制対象となる種々の者に対し、デューデリジェンスと報告義務を課します。

知的財産権の侵害は、現在マネーロンダリング防止法ではカバーされていません。国際知的財産権連盟 (IIPA) は、タイにおける侵害行為はしばしば組織化された暴力的犯罪に関係しているため、マネーロンダリング防止法の前

知的財産庁（DIP）・無線周波数割当並びにラジオ・テレビ放送事業及び電子通信の規制を行う組織に関する法律（Act on the Organization to Assign Radio Frequency and to Regulate the Broadcasting and Telecommunication Services 2000（BE2543））について教えてください。

無線周波数割当並びにラジオ・テレビ放送事業及び電子通信の規制を行う組織に関する法律は、この表題が示唆しているように、タイにおける無線周波数の譲渡と、国の放送及び通信サービスの規制を中心にしています。国家電子通信委員会（NTC）は同法を所管する機関でしたが、国家電子通信委員会（NTC）の役割は国家放送通信委員会（NBTC）にとって代わられています。

同法は著作権の保護に関する規定を有していませんが、国家電子通信委員会（NTC）は、所管機関であった際、アジア・ケーブル及び衛星放送協会（CASBAA）からの要求に応じて、知的財産権の保護を定める規則や手続の導入を検討していました。しかし、アジア・ケーブル及び衛星放送協会（CASBAA）の提案は、国家電子通信委員会（NTC）の役割が最近国家放送通信委員会（NBTC）にとって代わられたこともあって、完全には検討されていません。国家放送通信委員会（NBTC）においてアジア・ケーブル及び衛星放送協会（CASBAA）が提案した著作権侵害に関する規則や手続を検討するかどうかは、今後注意して見ておくべきです。

その他に、著作権保護に関する法律や規則はありますか。

これまで紹介した以外には、著作権保護に関する主要な法律や規則はありません。しかし、第Ⅰ章、第Ⅲ章、第Ⅳ章で紹介しましたように、タイにおいて著作権の保護を高めるため、かなりの立法が草案化されています（もともと、成立するかは不透明です）。

1 1. タイにおける著作権の集中管理

タイにおける著作権の集中管理の制度や実情について教えてください。

タイにおいては音楽の著作権を扱う集中管理団体はありますが、その他の著作権や実演家の権利を扱う団体はありません。

タイ国内の音楽の著作権を扱う団体は、特に設立手続等が決められておらず容易に設立が可能であるため多数存在し²¹、そのため音楽著作権の管理やロイヤルティの支払いはかなり複雑な状況にあります。海外の音楽著作権を扱う団体は次の3つがあります。

ミュージック・コピーライト・タイランド (MCT) は、1994年に設立された非営利団体で、タイ及び外国の双方を含む会員のために、タイにおいて録音された音楽の著作権を保有し、ロイヤルティを徴収します。日本との関係では、JASRACと相互代理契約 (reciprocal representation agreement) を締結しています。

フォノライツ (Phonorights) は類似する団体であり、1997年に他の形式の録音の著作物を取り扱う国際レコード連盟 (IFPI) によって設立されました。この持分は、主として TECA と会員である地方の録音会社代表者によって共有されています。2003年に、ミュージック・コピーライト・タイランド (MCT) とフォノライツ (Phonorights) は、共同出資によって MPC Music 株式会社を設立しました。MPC Music 株式会社は、タイ国内で利用できる知的財産のレパートリーを国際的なものも含めて増やしてしていくために、タイの利用者に対し、音楽の著作物及び録音の著作物における実演家の権利と、加えてミュージック・コピーライト・タイランド (MCT) に代表されるタイの著作物についても、利用許諾することを提示しています。

²¹ 2012年1月現在で、29の団体が認識されています。しかし、設立、解散は頻繁に行われており、その正確な数を把握するのは困難です。

12. 著作権保護に関する公私団体の連絡先等一覧

以下は、本ハンドブックで言及した公私団体の連絡先一覧です。

官 公 庁 等	知的財産庁 (DIP) Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce	44/100 Nontaburi 1 Rd., Bang Krasor, Muang, Nontaburi 11000 Tel: (66-2) 547-4621-5 Hot line 1368 The Office of Prevention and Suppression of IPR Violation Tel: (66-2) 547-4701 Fax: (66-2) 547-4705 http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/ (Thai) http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en (English)
	王立タイ警察 経済犯罪取締部 Economic Crime Suppression Division (ECD)	North Sathorn Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500 Tel: (66-2) 237-1199 Fax: (66-2) 234-6806 http://www.ecdpolice.com/index.php (Thai)
	王立タイ警察 テクノロジー犯罪取締 部 Technology Crime Suppression Division (TCSD)	Government Complex Building B., 4th Fl., Chaengwattana Road, Laksi District, Bangkok 10210 Tel: (66-2) 142-2555 http://www.tcsd.in.th/index.php (Thai)
	知的財産・国際貿易裁判 所 (IPIT 裁判所) Central Intellectual Property and International Trade Court	Government Complex, Rajburidirekrit Building, Chaengwattana Road, Laksi District, Bangkok 10210 Tel: (66-2) 141-1910 Fax: (66-2) 143-8722 http://www.ipitc.coj.go.th/ (Thai)
	タイ (バンコク) 日本商 工会議所 Japanese Chamber of Commerce, Bangkok	15th floor Amarin Tower, 500 Ploenchit Road, Kwang Lumpini, Khet Patumwan Bangkok 10330 Tel: (66-2) 256-9170-3 Fax: (66-2) 652-0931 http://www.jcc.or.th/ (Japanese)

私的団体 (国際的組織)	ビジネス・ソフトウェア・アライアンス BUSINESS SOFTWARE ALLIANCE (BSA)	タイに事務所はない。 Email: varuneer@bsa.org Hot line: (66-2) 714-1010 http://www.bsa.org (Thai)
	国際レコード産業連盟 (IFPI)	タイに事務所はない。アジア事務所は中国にある。 IFPI Asia Office 22/F Shanghai Industrial Investment Building, No. 48-62 Hennessy Road, Wanchai, Hong Kong SAR, China Tel: +852 2 866 6862/ 2866 5467 Fax: +852 2865 6326 http://www.ifpi.org/ (English)
	米国映画協会 Motion Picture Association of America (MPAA)	アジア事務所はシンガポールにある。タイには「タイ映画協会」がある(次欄参照)。 Regional Office in Asia #04-07 Central Mall, No. 1 Magazine Road, Singapore 059567 Tel :+65 6253 1033 Fax :+65 6255 1838 http://www.mpa.org/ (English)
私的団体 (タイ)	タイ映画協会 Motion Picture Association (Thailand)	3 rd Fl., GOT 2 Building, 9/196 Ratchadapisek Road, Chatujak, Bangkok 10900 Tel: (66-2) 556-0912-4 Fax : (66-2) 556-0915 Email: notice_mpa@mpathailand.co.th http://www.mpathailand.co.th/ (English)
	タイ・エンターテインメント・コンテンツ協会 Thai Entertainment Content Trade Association (TECA)	23/17-18 Soi Soonvijai, Rama 9 Road, Bangkok, HuayKwang, Bangkok 10310 Tel: (66-2) 203-1002-3 Fax: (66-2) 203-1010 http://www.teca.co.th/index.php (Thai/English)
	タイソフトウェア産業協会 Association of Thai Software Industry (ATSI)	99/30 Moo 4, 5th Fl. Software Park Building, Chaengwattana, Pak Kret, Nontaburi 11120 Tel: (66-2) 962-1348 Fax: (66-2) 962-1349 Email: contact@atsi.or.th , admin@atsi.or.th http://www.atsi.or.th/ (Thai)

資料編

参考資料 1

タイ著作権法の概要／構成

1. 第 1 章第 1 節及び第 2 節

(1) ベルヌ条約に従い、無方式で著作権を成立せしめます。知的財産当庁に登録することができますが、それは、著作物創作に関する証拠をサポートするものとして機能します。

(2) ベルヌ条約第 2 条に示されるように、タイ著作権法も著作物を列挙し、文芸の著作物にはコンピュータ・プログラムを含むと明記し、更に、演劇の著作物、美術の著作物、音楽の著作物、視聴覚著作物、映画の著作物、録音・録画の著作物・放送の著作物等について定義し、更に、実演家、翻案、公衆への伝達、発行についても定義を与え、著作権行政を担当する者として、officials, Director General, Committee, Minister を挙げています（本報告書では、担当公務員、長官、委員会、大臣と訳しています。）。

(3) ベルヌ条約にならい、著作権による保護を受けないものとして、憲法、法令、規則、告示や判決、裁判所の決定、また、これらの翻訳やその収集物を挙げています。

保護を受ける著作物の著作者についても、ベルヌ条約第 3 条乃至第 5 条と同旨の規定を設けています（著作者の国籍、常居所等の要件について）。

(4) 職務者は、委嘱により作成されている著作物についての規定もあります。

2. 第 1 章第 3 節

第 3 節は、著作権の保護で、著作権者の持つ専有権を列挙します。すなわち、複製又は翻案、公衆への伝達、コンピュータ・プログラム等の貸与、その他であり、これらの権利について、条件を附し又は附さないで権利を行使することの不当な競争制限になるか否かについて触れていることは注目されます（第 15 条 (5)）。

3. 第 1 章第 4 節

第 4 節は保護期間です。

保護期間は、ベルヌ条約に従い、一般的保護期間は、著作者の生存中及びその死後 50 年です。50 年となったのは、1994 年 (B.E.2537) 法、すなわち現行著

著作権法によってであり、1995年3月21日に施行されています。それより前は30年でした。

4. 第1章第5節及び第6節

第5節は著作権の侵害です。許可なくしてなされる著作物の複製又は翻案、公衆への伝達は、著作権の侵害になると原則的に一般的に規定し、録音・録画物、コンピュータ・プログラム等について更に詳しく述べ、第6節では著作物の侵害の例外として、著作物の私的使用のためにする複製、批評、解説・紹介等のためにする複製その他ベルヌ条約に反しない例外規定を定めています。国際社会一般に認められている例外の規定といえます。コンピュータ・プログラムについて、特に詳しく規定しています。

5. 第2章

第2章は実演家の権利です。

タイは、実演家等保護条約（ローマ条約）にも、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）にも加盟していませんが、実演家の権利を新設し、第44条から第53条まで規定しています。そこには、実演のレコードへの関連や、放送、公衆への伝達等について言及されています。実演家の同意を得て作成された記録物ではあるが、それが他目的のために複製されることは実演家の権利の侵害になる等、実演家の専有権について規定されています。

6. 第3章

第3章では、特定の環境下における著作権の使用について規定しています。特定の環境下における著作権の使用とは、既に印刷された資料の形態で、若しくはそれに類似する形態で、公に伝達されている著作物について、研究、教授、調査等のため、収益を目的とすることなくその著作物の使用許可を求めることを指します。当該著作物のタイ語への翻訳又はすでにタイ語で出版されている翻訳のコピーを複製することを求めるタイ国民は、長官に対し、一定の条件に従い、申請をすることができます（第54条）。申立てを受領した長官は、許諾にかかわる報酬及び条件につき関係当事者間の合意を得るよう斡旋しなければならない、合意が不成立のときは、長官は、相当な報酬と条件を定めて許可することになっています（第55条）。

7. 第4章

第4章は著作権委員会（Copyright Committee）について定められており、構成、任期、資格、権限、義務等が詳細に規定されています。

8. 第5章

第5章では、国際関係からみた著作権と実演家の権利が定められています。

タイが当事国となっている著作権の保護に関する国際条約、また、実演家の権利の保護に関する国際条約の加盟国の国民である著作家が著作権を持つ著作物や実演家の権利、また、タイもその当事国である国際機関が著作権を持つ著作物は、本法により保護されます（第61条）。

タイはベルヌ条約国であります。実演家等の保護に関するローマ条約にも、WTC、WPPTにも加盟していません。しかし、TRIPs協定による拘束があるため、その第14条により、レコードへの実演の固定に関し、実演家は固定されていない実演の固定及びその固定物の複製がその許諾なしに行われる場合には、これらの行為を防止することができること、内国民待遇の原則が働くこととなります。

また、現に行っている実演について、無線による放送及び公衆への伝達はその許諾を得ないで行われる場合も同様です。

大臣は、これらの関係当事国を官報で告示することになっています。

9. 第6章

第6章では、著作権と実演家の権利に関する訴訟について規定されています。

タイでは、民事事件であれ刑事事件であれ、著作権又は実演家の権利に関する訴訟では、争われている著作物はこの法律による著作権を有する著作物であり、若しくは実演家の権利の目的物であり、原告がその著作権若しくは実演家の権利の所有者であると推定されます。但し、被告が著作権者若しくは実演家の権利の所有者は存在しないことや、原告の権利を争っているときは、その限りではないとされています。（第62条第1項）。

著作権侵害等の訴訟については、侵害を知り、侵害者の何人かを知ったときから3年の時効、侵害の日から10年の除斥期間の定めがあります（第63条）。

侵害にあたっての損害賠償には、損失に加えて権利保全確保のための執行費用

を含みます（第 64 条）。

侵害及びその虞れに対し差止命令の申立てが可能です（第 65 条）。

この法に規定する違法行為に関しては、和解（Settlement）に付すことも可能です（第 66 条）。

10. 第7章

第7章は、著作権に関する担当公務員（Officials）について規定されており、若干特異な性格・権限をもちます。

本法施行のために、担当する公務員は刑法典に基づく公務員であり、以下の権限をもつとされています。

11. 第8章

第8章では、著作権、実演家の権利への侵害についての罰則が規定されています。侵害が、営利目的で為されたときは、より重い刑が科せられます（第 69 条）。また、5 年以内の重犯は、その違法行為の法廷刑の 2 倍が科せられます（第 73 条）。著作権の侵害に対しては、民刑事両面からの制裁規定をもち、著作権の侵害者に科される罰金の 2 分の 1 を、著作権者は裁判所に請求できるというユニークな規定もみられます（第 76 条）。

参考資料 2

著作権法 B. E. 2537 (1994 年) ^{1 2}

目次

第 1 章 著作権

第 1 節 著作物

第 2 節 著作権の取得

第 3 節 著作権の保護

第 4 節 著作権の保護期間

第 5 節 著作権の侵害

第 6 節 著作権侵害の例外

第 2 章 実演家の権利

第 3 章 特定環境における著作権の利用

第 4 章 著作権委員会

第 5 章 国際的著作権と実演家の権利

第 6 章 著作権と実演家の権利に関する争訟

第 7 章 担当公務員

第 8 章 罰則

経過規定

第 1 条 本法は、著作権法 B. E. 2537 として引用することができる。

第 2 条 本法は、官報に告示された日より数え 90 日を経過した日から施行する。

第 3 条 著作権法 B. E. 2521 は廃止する。

第 4 条 本法において

“著作者”とは本法により著作物と認められる著作物を作成し、また、創作する者をいう。

“著作権”とは、著作者により創作された著作物について本法により認められる行為を為す排他的な権利をいう。

“文芸の著作物”とは、書籍、小冊子、文書、印刷物、講義、説教、講演、演説のような文芸の著作物をいい、コンピュータ・プログラムを含む。

¹ 2011 年 8 月に WIPO のウェブサイトに掲載されていた英語版を日本語訳したものである (2012 年 3 月現在も同じものが掲載されている)。http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129763

² 1995 年 3 月 21 日施行。

“コンピュータ・プログラム”とは、コンピュータ著作物を作成し、若しくは、コンピュータ言語の種を問わず、ひとつの結果を得ることができるようにコンピュータを機能せしめる一連の指令を組み合わせたものをいう。

“演劇の著作物”とは、パントマイムを含め、演劇的な構成をもつ舞踊、舞踏、所作の著作物、また実演の著作物をいう。

“美術的著作物”とは、次に述べる1若しくは2以上の著作物をいう。

- (1) 1又は2以上の素材に、線、光、色その他の要素の組み合わせから成る構成物の創作である、絵画、素描の著作物
- (2) 有体物を素材とする有形的創作を意味する彫刻の著作物
- (3) 印刷に用いる板木や板金を含め、印刷の手法により絵画を創作する石版画の著作物
- (4) 建物また構造物の意匠、内装・外装の意匠、周辺風景の意匠、建物また構造物の模型の創作を意味する建築の著作物
- (5) 光をフィルムやガラス体にレンズを通して達せしめる映画の記録装置を用い、定則の化学薬品で現像し、又は、その他の装置や手法で、肖像や映像を記録し創作する写真の著作物
- (6) 地図、構成、梗概また、地理学、地形学、科学に関する立体の著作物を意味する図形の著作物
- (7) (1) から (6) まであげた著作物のそれぞれ単独で又はそれらを組み合わせた著作物で、その著作物の価値の鑑賞ではなく、装飾物や器具のような実用に供されるもので、商業的利益を得るために用いられる、応用美術の著作物

これらについては、美術的価値の有無を問わず、これらの著作物の写真や図面を含む。

“音楽の著作物”とは、音律と歌詞また音律のみであるかを問わず、演奏歌唱を目的として構成される著作物をいい、編曲した楽譜を含む。

“視聴覚著作物”とは、いずれかの媒体に記録された一連の視覚的映像から成り、この媒体を有効に稼働させる機器により再上映することができる著作物をいい、著作物に付加されたサウンド・トラックを含む。

“映画の著作物”とは、継続的に映画として上映し、また、映画として継続的に上映できるように、他の媒体に記録できる一連の視聴覚的映像によって構成される著作物をいい、かかる映画著作物に付されるサウンド・トラックを含む。

“録音(物)”とは、一連の、音楽、実演の音、また、いずれかの媒体に記録された音であって、その媒体を用い適切な機器で再演奏することができる著作物をいう。但し、映画の著作物その他の視聴覚著作物に付されたサウンド・トラックを含まない。

“実演家”とは、上演し歌唱し口述し、翻訳を吹き替え、テレビ番組等を解説し、批評し、台本やその他の仕方に従い演じる実演家、演奏家、歌手、振付師、舞踊家等をいう。

“放送の著作物”とは、ラジオ放送、音や映像のテレビ放送、また、これらに類似する手段で公衆に伝達される著作物をいう。

“複製” (Reproduction)とは、その有形表示の形態を問わず、原著作物、複製物若しくは頒布品から、その全部若しくは一部を模写し、模倣し、複製し、製版し、録音し、録画し若しくは録音録画することをいい、コンピュータ・プログラムにあっては、その全部若しくは一部を、その手法を問わず、プログラムの化体する媒体から新著作物を創作することなく、その実質的部分の複製物を制作することをいう。

“翻案” (Adaptation)とは、その全部若しくは一部であるかを問わず、新著作物を作成することなく、原著作物の実質的部分を転化、改変若しくは模倣(emulation)する複製物をいい

(1) 文芸の著作物にあっては、翻訳、変形また選択・配列による収集(collection)を含み

(2) コンピュータ・プログラムにあっては、新著作物を創作することなく、プログラムの実質的部分の変形、修正による複製を含み

(3) 演劇的著作物にあっては、そこに用いる言語が元の言語であれ、それと異なる言語であれ、非演劇的著作物を演劇的著作物に変形すること、反対に、演劇的著作物を非演劇的著作物に変形することを含み

(4) 美術の著作物にあっては、平面の著作物を立体の著作物に変形すること、反対に立体の著作物を平面の著作物に変形すること、また、元の著作物からその模型を作成することを含み

(5) 音楽の著作物にあっては、旋律の編曲、歌詞、音やリズムの改変を含む。

“公衆への伝達”とは、実演、講義、説教、演奏若しくは音や映像により知覚を呼び起こすこと、また、建設、頒布その他の方法で公衆に著作物を利用することを可能とすることをいう。

“発行”とは、その形態、性質の如何を問わず、著作者の同意を得てなされる著作物の複製物の頒布であって、その複製物は著作物の性質からみて相当な量を公衆が利用できるものであることを要する。実演、演劇的著作物、音楽的著作物若しくは映画の著作物、講義また文芸的著作物の朗読、著作物の音及びビデオ放送、美術著作物の展示、建築の著作物の建築は発行ではない。

“担当公務員” (Officials)とは、この法律に基づきその職をなすことを大臣に任命された者をいう。

“長官” (Director General)とは、知的財産庁の長官をいい、長官に指名された者を含む。

“委員会”とは、著作権委員会をいう。

“大臣”とは、本法を主管する大臣をいう。

第5条 商務大臣は本法を主管するものとし、担当公務員を指名し、また本法施行のための政令を提出する権限をもつ。

官報に公告されている政令は効力規定である。

第1章

著作権

第1節

著作物

第6条 本法において、著作物とは、その表現の態様、形式を問わず、文芸、学術若しくは美術の分野に属する文芸、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音、録音・録画の放送の著作物、また、その他の著作物をいう。

著作権の保護は、着想ないし手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的数学的理論には及ばない。

第7条 以下に述べる事項は本法においては著作物とみなされない。

- (1) 文芸、学術、美術の分野の著作物に属さない、単なる情報の性格をもつにすぎない日常の事実の報道
- (2) 憲法及び法令
- (3) 省、庁また他の政府や地方機関の規則、準則、告示、命令、説明や公式回答
- (4) 判決、命令、決定及び公的報告
- (5) 省、庁また他の政府や地方機関によって作成された、前記(1)ないし(4)の事項に関する資料の翻訳及びそれらの収集物

第2節

著作権の取得

第8条 著作物の著作者は次の諸条件に従い著作する著作物について著作権者となる。

- (1) 未発行の著作物にあつては、著作者はタイに国籍をもつか居住していなければならず、また、タイがその加盟国となっている著作権保護条約の当事国になっている国の国民がそこに常居所をもつことが求められ、著作物の創作のためにその居住期間の大部分をそこで過ごすことが条件とされる
- (2) 発行された著作物の場合は、その第1発行がタイ国内若しくはタイが加盟している著作権保護条約の当事国でなされなければならない、第1発行がタイ国外でなされた場合、また、タイが加盟している著作権保護条約の当事国でない国においてなされた場合は、最初の発行の日から30日以内にタイ国内かタイが加盟している著作権保護条約の当事国で発行されたときは、著作者は

第1 発行のときについて（1）に定めた保護の資格をもつことになる

著作者がタイ国民でなければならない場合に、著作者が法人であるときは、法人はタイ国法によって設立されなければならない

第9条 雇傭の過程において著作者により作成された著作物の著作権は、文書による別段の合意がない限り著作者に帰属する。但し、雇用者は、雇傭の目的に従い、その著作物を公衆に伝達する権利をもつ。

第10条 委託に基づき作成された著作物の著作権は著作者と雇用者が別段の合意をしない限り雇傭者に帰属する。

第11条 本法において、著作権のある著作物の翻案である著作物の著作権は、それが著作権者の同意を得て作成されたものであるときは、翻案をした者に帰属する。但し、翻案された元の著作者によって作成された著作物の著作権者の権利を害しないことを条件とする。

第12条 本法において著作権者の同意を得て作成した著作物の編集又は合成したもの、また、機械やその他の装置により読み込み、伝達できるデータやその他の素材を用いて編集又は合成された著作物の著作権は編集又は合成した者に帰属する。但し、他人の著作物を模倣しない態様で選択又は配列がなされていること、編集又は合成された元の著作者によって作成された著作物、データやその他の著作権者の権利を害しないことを条件とする。

第13条 第8条、第9条及び第10条の規定は、第11条又は第12条による著作権の取得に準用する。

第14条 省、庁その他の政府当局また地方の担当部局は、その雇傭、命令、指揮の過程で作成された著作物の著作権を取得する。但し、文書による別段の定めがないことを条件とする。

第3節

著作権の保護

第15条 第9条、10条、14条の規定により、著作権者は次の権利を専有する。

- (1) 複製又は翻案
- (2) 公衆への伝達
- (3) コンピュータ・プログラム、視聴覚著作物、映画の著作物及び録音物の原作品又はそのコピーの貸与
- (4) 他人へ著作権から生じる利益の供与
- (5) 条件を附し又は付さないで、上記（1）（2）（3）に述べる権利の他者への許諾。但し、その条件は不当に競争を制限するものであってはならない

上記の（５）に述べた条件が競争の不当な制限を構成するか否かは、省の政令に定められる規則、方法、条件により決定される。

第 16 条 本法により著作権者がある者に上記第 15 条（５）による権利の行使を許諾しても、それは、文書による別段の定めがない限り、著作者がその他の者に同様の許諾を与えることを妨げない。

第 17 条 著作権は譲渡することができる。

著作権者はその著作権の全部又は一部を譲渡することができ、また、その保護につき期間を限定し、また保護の全期間にわたり、譲渡することができる。

相続の場合を除き、他の方法による著作権の譲渡は譲渡人、譲受人両者の署名ある文書によりなされなければならない。その期間が譲渡契約に定められていないときは、その譲渡は 10 年間継続するとみなされる。

第 18 条 本法により、著作物の著作者は、彼自身を著作者として表示する権限をもち、著作者の名誉、声望を害するような著作物の歪曲、削除、改変その他著作物を害する侵害を譲受人その他の者に禁止する権限をもつ。著作者が死亡しているときは、著作者の相続人が著作権保護の全期間その権利の実現のために争訟する権限をもつ。但し、文書に別段の定めがあるときはこの限りではない。

第 4 節

著作権の保護期間

第 19 条 第 21 条、第 22 条の規定に従い、本法における著作権は著作者の生存中及びその死後 50 年存続する。

共同著作の著作物にあっては、著作権は共同著作者の生存中及び最終に死亡した共同著作者の死後 50 年存続する。

著作者又は全ての共同著作者が著作物の発行前に死亡しているときは、著作権は著作物の最初の発行から 50 年存続する。

著作者が法人のときは、著作の時から 50 年存続する；著作物がこの期間中に発行されるときは、著作権は最初の発行から 50 年存続する。

第 20 条 本法において、変名若しくは無名の著作者によって創作された著作物の著作権は、著作の時から 50 年存続する；著作物が、この期間内に発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

著作者の身元が知られたときは、第 19 条が準用される。

第 21 条 写真の著作物、視聴覚著作物、映画の著作物、録音若しくは録音・録画放送の著作物の著作権は著作の時から 50 年存続する；この期間内に著作物が発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

第 22 条 応用美術の著作物の著作権は著作の時から 25 年存続する；著作物がこの期間内に発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

第 23 条 第 14 条に規定する雇傭、指揮、管理の過程で創作された著作物の著作権は、著作の時から 50 年存続する；この期間内に発行されるときは、著作権は最初の発行の時から 50 年存続する。

第 24 条 著作権保護期間の始期である第 19 条ないし第 23 条に定める発行は、著作権者の同意を得た著作物の発行をいう。

第 25 条 著作権の保護期間が年の途中で経過したときで、その経過の日がその暦年の最終日でないとき、また、その経過の正確な日付が不分明なときは、著作権はその暦年の最終日まで存続する。

第 26 条 著作権の保護期間の経過後になされた著作物の発行は、その著作物の著作権を再度発生せしめる理由にはならない。

第 5 節

著作権の侵害

第 27 条 本法により著作権を有する著作物に対し、第 15 条（5）に規定する許可なくしてなされる以下の行為は著作権の侵害とみなされる。

（1）複製又は翻案

（2）公衆への伝達

第 28 条 本法により著作権を有する視聴覚著作物、映画の著作物、また、録音物に対し、第 15 条（5）に規定する許可なくしてなされる以下の行為は、音に対するものであれ、映像に対するものであれ、著作権の侵害とみなされる。

（1）複製又は翻案

（2）公衆への伝達

（3）原著作物又はその複製物の貸与

第 29 条 本法により著作権を有する音及び映像の放送に対し、第 15 条（5）に規定する許可なくしてなされる以下の行為は、著作権の侵害とみなされる。

（1）その全部又は一部であるかを問わず、視聴覚著作物、映画の著作物、録音物また音と映像の放送著作物を作成すること

（2）その全部又は一部であるかを問わず、再放送すること

（3）金銭の支払若しくはその他の営利的利益を受ける反対給付として、公衆に視聴させる音と映像の放送著作物を作成すること

第 30 条 本法により著作権を有するコンピュータ・プログラムに対し、第 15 条（5）に規定する許可なくして行う以下の行為は著作権の侵害とみなされる。

（1）複製又は翻案

(2) 公衆への伝達

(3) 原著作物またその複製物の貸与

第31条 その著作物が他人の著作権を侵害して作成されたものであることを知り、又は知り得べかりし者が、利益を目的として、その著作物について次の行為をすることは、著作権の侵害とみなされる。

(1) 売却すること、売却のために保持すること、売却のため提供すること、賃貸すること、リースのため提供すること、割賦による売却、割賦のためにする提供

(2) 公衆への伝達

(3) 著作権者に損害を生ぜしめ得る態様における頒布

(4) 王国に移入し、また、輸入すること

第6節

著作権侵害の例外

第32条 本法により他人が著作権を有するとされる著作物を、著作権者による著作物の通常の利用を妨げず、また、著作権者の正当な権利を不当に害しないで利用することは著作権の侵害とみなさない。

前項に規定するところにより、著作物に関して為される以下の行為は著作権の侵害とみなされない。

(1) 利益を目的としない著作物の調査・研究

(2) 私的使用また、使用者とその家族・近親者のためにする使用

(3) 著作物の著作権者を表示してなされるその著作物の解説、批評またその紹介

(4) 著作物の著作権者を表示してなされるマス・メディアによるニュースの報道

(5) 権限ある公務員による裁判手続き、行政手続きのためになされる複製、翻案、展示、陳列またこれらの手続きの結果を報告するためのこれらの行為

(6) 営利を伴わないことを条件として、教師による教授のための複製、翻案、展示、陳列

(7) 営利を伴わないことを条件として、教師また教育機関がそのクラス内また教育機関内の生徒に対し頒布しまた売却するために教師また教育機関によってなされる著作物の一部の複製、翻案また短縮要約をすること

(8) 試験における問題また答案の一部として著作物を使用すること

第33条 第32条第1項に従うことを条件として、本法による著作物の一部を、また、著作物から、著作権者を表示して、正当な引用、複製、模倣また参照することは、著作権侵害とはみなされない。

第34条 複製が営利を目的とせず、かつ、第32条第1項に従うことを条件として、図書館司書が以下の場合に本法に従い著作物を複製することは、著作権の侵害とはみなされない。

- (1) その属する図書館また他の図書館における使用のためにする複製
- (2) 調査研究を目的とする他の者のため著作物の一部を正当な範囲で複製すること

第35条 本法において著作権のある著作物とされるコンピュータ・プログラムに対してなす次の行為は著作物の侵害とはみなされない。但し、営利を目的とせず、第32条第1項に従うことを条件とする、即ち、

- (1) コンピュータ・プログラムの調査・研究
- (2) コンピュータ・プログラムの複製物の所有者のためにする使用
- (3) コンピュータ・プログラムに著作権者を明示してする著作物の評釈、批評、著作物の紹介
- (4) コンピュータ・プログラムに著作権者を明示してするマス・メディアによる報道
- (5) 他者からプログラムを適法に購入、また取得した者が、その維持また滅失予防を目的として合理的な量で、コンピュータ・プログラムを複製する行為
- (6) 裁判手続き、また、権限ある公務員による行政手続のためにする複製、翻案、展示、陳列、また、これらの手続きの結果を報道するためにするそれらの行為
- (7) 試験の問題又は答案の一部としてするコンピュータ・プログラムの使用
- (8) 使用のために必要な限度でするコンピュータ・プログラムの翻案
- (9) 公益のためにする参照また調査のためにコンピュータ・プログラムを保全するに必要な限度でするコンピュータ・プログラムの複製物の作成

第36条 その活動から利益を得る目的で組織されまた行われたものではなく、直接的にも間接的にもその実演を観賞する者から対価を得ることなく、また、実演家に報酬を支払わないで、演劇的著作物また音楽的著作物を公に演ずることは、著作権の侵害とはみなされない。但し、それは、公の慈善事業、教育、宗教また社会福祉の目的をもつ協会、団体またその他の組織によって行われること、及び、第32条第1項に従うことを条件とする。

第37条 公共の場所に常時設置されている美術的著作物の、素描、絵画、構造物、版画、塑像、彫像、石版画、写真、映画、ビデオ放送その他の類似の使用は、建築の著作物を除き、美術の著作物の著作権の侵害とはみなされない。

第38条 建築の著作物の素描、絵画、版画、塑像、彫像、石版画、写真、映画、ビデオ放送は、建築の著作物の著作権の侵害とはみなされない。

- 第39条 美術の著作物がその構成要素となっている著作物の写真、映画、ビデオ放送は、その美術の著作物の著作権の侵害とはみなされない。
- 第40条 著作者以外の者が美術の著作物の著作権を共有している場合で、その美術の著作物の著作者が、原作の美術の著作物の一部を複製したのと同じような形で、また、原作の美術の著作物の作成に用いた研究から取得した印刷型台、写生図、設計図、模型やデータを用いて、同一の著作者が第2の作品を作成した場合は、その元の美術の著作物の本質的部分を複製、模写しない限り、原作の美術の著作物の著作権の侵害とはみなされない。
- 第41条 本法により著作権ある建築の著作物とされる建築物の外観を変更することなく復元することは著作権の侵害とはみなされない。
- 第42条 映画の著作物の保護期間の経過後に、映画の著作物を公衆に伝達することは、この映画の著作物の創作のために用いられた文芸の著作物、演劇的著作物、美術的著作物、音楽の著作物、視聴覚著作物、録音その他の著作物に存する著作権の侵害とはみなされない。
- 第43条 本法による著作物が政府の所有する著作物であるとき、権限ある公務員により、またその公務員の命により政府の役務のためにそれらの著作物を複製することは第32条第1項に従うことを条件として著作権の侵害とはみなされない。

第2章

実演家の権利

- 第44条 実演家は自らの実演に関する行為につき以下の排他的権利を専有する。
- (1) 実演の音及び影像の放送若しくは公衆への伝達。但し、既に記録されている記録媒体を用いてする音及び影像の放送若しくは公衆への伝達を除く
 - (2) まだ記録されていない実演を記録すること
 - (3) 実演家の同意なしに記録されている実演の記録を複製し、また、実演家の同意を得て作成された記録ではあるが、それを他目的に使用するために複製すること。また、第53条により実演家の権利の侵害にはならない例外とされる実演の記録物を複製すること
- 第45条 既に営利目的をもって公に頒布されている実演の音声記録物又はその複製物をラジオ放送しまた直接に公衆に伝達する者は、実演家に相当な報酬を支払わなければならない。当事者間に報酬につき合意が調わないときは、そのような場合における報酬の相当な割合を考慮して長官が報酬を定める。
- 前項に定める長官によってなされる命令に不服のある当事者は長官からその当

事者に伝達する文書を受領したときから90日以内に委員会(Committee)に対し不服を申し出ることができる。委員会の決定は最終のものである。

第46条 実演又は実演の録音に参加する実演家が複数のときは、これらの実演家は、その権利を主張し行使するために共同の代理人を指名することができる。

第47条 実演家は、以下の諸条件に服することを条件に、第44条に定めるその実演についての権利を享有する。

(1) 実演家はタイ国民であるか、王国内に常居所をもつこと、又は、

(2) 実演又はその主要部分が王国で行われるか、タイもその当事国である実演家の権利の保護を目的とする条約の当事国において行われること

第48条 実演家は以下の諸条件に服することを条件に第45条に定める報酬を受ける権利をもつ。

(1) 実演家が、実演の録音が行われたとき、又は、その権利を主張するときに、タイの国民であるか、王国内に常居所をもつこと、又は、

(2) 実演の録音、又は、その主要部分が王国内で行われるか、タイもその当事国である実演家の権利の保護を目的とする条約の当事国で行われること

第49条 第44条に規定する実演家の権利は、その実演が行われた暦年の最終日から50年間存続する。実演が記録されているときは、実演家の権利は、その実演の記録がなされた暦年の最終日から50年間存続する。

第50条 第45条に規定する実演家の権利は、実演の音の記録が行われた暦年の最終日から50年間存続する。

第51条 第44条及び第45条に規定する実演家の権利は、その全部を若しくはその一部を譲渡することができ、保護の期間を限定して約定することも、保護を全期間とすることもできる。

複数の実演家が参加しているときは、実演家はそれぞれ自己に属する権利を譲渡することができる。

相続以外の原因による権利の譲渡は、譲渡人、譲受人両者の署名のある文書でなければならない。譲渡契約に期間の定めがなされていないときは、譲渡は3年間継続するとみなされる。

第52条 実演家の同意なく、又は、第45条に規定する報酬を支払うことなく、第44条に特記されている行為をした者は、実演家の権利を侵害したものとみなされる。

第53条 第32条ないし第34条、第36条、第42条及び第43条は実演家の権利に準用される。

第3章

特定環境における著作権の利用

第54条 営利を目的とせず、勉学、教授、調査を目的として、印刷物の形体若しくはそれに類似する形体で既に公に伝達されている著作物を使用するために著作権法上の許可を得ようと、以前に、タイ語にその著作物を翻訳すること、また、タイ語で出版されている翻訳物の複製物を複製しようと、その許可を著作権者に求めたが拒絶され、相当の期間が経過して、かつ、今なお合意を得ることが出来ないタイ国民は、これを立証して、長官にその申立てをすることができる。但し、以下の条件をみたすことを条件とする。

- (1) 著作権者が著作物の最初の発行後3年を経過するもタイ語にその著作物を翻訳し、かつ、発行しておらず、また、それを何人にも許諾していないこと
- (2) 著作権者がタイ語の翻訳物を発行したが、その翻訳の最後の発行後3年を経過してなお続く発行がなされず、かつ、発行された翻訳物のすべての版が絶版になっていること

第1項に基く申立ては、以下の規則、方法、及び条件をみたさなければならない。

- (1) 長官は第1項に基く申立てに対し、(1)若しくは(2)に定められた期間が経過してなお6ヶ月が過ぎていないときは許可を与えることはできない
- (2) 長官が許可を与えたとしても、許可を受けた者は翻訳し、また、許可された翻訳の発行の権利があるだけであり、また、長官は、許可に定められた期間が経過せず若しくは経過してもその後6ヶ月を超えないときは、同一の著作物からタイ語に翻訳をすることを何人に対しても許可することはできない
- (3) 許可された者は、認められた許可を他人に譲渡することは禁止される
- (4) 著作権者又は被許可者が自らタイ語に翻訳し又はタイ語に翻訳したものを発行したこと、その内容が第55条に基づいて許可を受けた印刷物の内容と同一であること、タイ国内で売られている同性質の他の著作物の価格と比較できる相当な価格で印刷物を頒布していることを長官に示したときは、長官は被許可者に与えた許可は終結した旨の命令を出し、この命令は遅滞なく被許可者に伝えられなければならない
長官の終結命令の前に、被許可者が作成し、翻訳した印刷物の複製物は、それらが品切れとなるまで頒布することができる
- (5) 被許可者は、以下の場合を除き、許可を受けて翻訳し発行した印刷物の複製物を輸出してはならない
 - (a) 海外における受取人がタイ国籍の者であるとき
 - (b) 研究、教授また調査目的に有用な印刷物であるとき
 - (c) 印刷物の輸出が営利を目的としないとき

(d) 印刷物が配送される国が、タイ国に、印刷物をその国へ輸出すること、
またその国内で頒布することを認めているとき

第55条 第54条による申立てを受領した長官は、許諾にかかわる報酬及び条件につき
関係当事者間の合意を得るべく斡旋しなければならない。当事者間の合意が成立し
ないときは、長官は、当該事情にみられる通常の報酬額を斟酌して、相当な報酬を
定める命令をし、また適切とみられる許可の条件を定めることができる。

報酬と条件が定められたときは、長官は申立人に対し許可証明書を交付しなければ
ならない。

第1項に基づき、長官によりなされた命令に反対の当事者は、長官の命令を記載
する文書を受領したときから90日以内に委員会に上訴することができる。委員会
の裁決は最終である。

第4章

著作権委員会

第56条 “著作権委員会” と呼ばれる委員会は、議長として商務大臣の常設秘書、内閣
の指名による12人以下の委員から構成され、そのうち6人以上の者は、著作権者
また実演家の権利の所有者の協会の代表者の中から、また、著作権、実演家の権利
の利用者の団体の代表から指名されなければならない。

委員会は、秘書また補助秘書を指名することができる。

第57条 委員の任期は2年である。現にその地位にない退任した委員は再任されること
ができる。

委員がその任期終了前に職を辞するとき、若しくは内閣がその追加委員を任命し、
それが前に指名された委員の在任中であるときは、補充すべく指名された委員の任
期は、従前に指名された委員の残任期間と同一である。

第58条 委員は、次の場合はその職を失う。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣からの罷免
- (4) 破産したとき
- (5) 無能力者又は準無能力者となったとき
- (6) 過失により犯した犯罪により、若しくは、軽罪で懲役に服した場合を除き、
最終判決で懲役刑を宣告されていること

第59条 委員会の会合の定足数は、委員総数の過半数であることを要する。議長が欠席
し、又は、その職を果すことができないときは、出席している委員は、委員の中か
ら委員会を司会する委員を選ばなければならない。委員会の決は過半数で決める。

各委員は1票をもつ。票が同数のときは司会する議長が追加の一票の決定票をもつ。

第60条 委員会は、次の義務を負う。

- (1) 本法における大臣の発する規則の実現のため、大臣に助言しまたその相談にのること
- (2) 第45条、第55条に基づく長官の命令に異議を述べる上訴を判断すること
- (3) 本法に基づく著作物の、また、実演家の権利の利用者から利用料を徴収することについて、著作者や実演家の協会や組織を支援また助言すること、また、本法に基づく権利やその他の利益を保護、保全すること
- (4) 大臣に命ぜられるその他の事項を検討すること

委員会は委員会の委託する事項を検討しまた履行するために小委員会を設置する権限をもち、第59条は小委員会の会合に準用される。

委員会及び小委員会は、証言を求めるために、何人に対してであれ召喚状を発する権限、また、必要なときは、検討のために文書やその他の資料の提出を求める権限をもつ。

第5章

国際的著作権と実演家の権利

第61条 タイもまたその当事国である著作権の保護に関する条約、また、実演家の保護に関する国際条約の加盟国の国民である著作者の著作物また実演家の権利は本法により保護され、また、タイがその当事国である国際機関の著作物も本法により保護される。

大臣は、著作権を保護する条約の、また実演家の権利を保護する条約の加盟国の名を官報で報じる権限を持つ。

第6章

著作権と実演家の権利に関する争訟

第62条 民事事件であれ刑事事件であれ、著作権又は実演家の権利に関する争訟にあつては、次のことが推定される。即ち、争訟されている著作物は、本法に定める著作物又は実演家の権利の目的物であり、その著作物の著作権者また実演家の権利の所有者は原告であることが推定される。但し、被告が著作権者や実演家の権利の所有者がいないと争い、また、原告の権利につき被告が争うときは、その限りではない。

その著作物また実演家の権利の目的物に、その著作権者であると、また、実演家の権利の所有者であると主張する者の氏名や雅号（筆名）が附されている場合は、その氏名又は雅号を所有する者が著作者又は実演家であると推定される。

著作物や実演家の権利の目的物に氏名も雅号も附されておらず、また、付されていても著作権者又は実演家の権利の所有者であるという申立てもない場合で、その名や雅号は出版社若しくは印刷者、又は、その双方であるという申立てがあるときは、その著作権又は実演家の権利の所有者は、出版社であると推定される。

第63条 著作権の侵害又は実演家の権利の侵害については、著作権者又は実演家の権利の所有者が侵害を知りかつ侵害者が何人かを知った時から3年を経過したときは、その訴訟を提起することができない。著作権又は実演家の権利の侵害が行われた日から10年を経過したときまた同じである。

第64条 著作権又は実演家の権利の侵害にあたっては、裁判所は著作権者又は実演家の権利の所有者に補償するために、侵害者に対して、侵害の重篤さを考慮して定める損害賠償額の支払いを命ずることができる。このとき利益の損失及び著作権又は実演家の権利の所有者の権利を確保するための執行に要した費用を含むものとする。

第65条 著作権又は実演家の権利の侵害となる行為を為し又はそれを行うおそれのあることが明白である場合、著作権者又は実演家の権利の所有者は、その行為を中止し又は抑制することを命ずる差止命令を裁判所に求めることができる。

前項に定める差止命令は第64条に定める損害賠償を求める著作権者又は実演家の権利の所有者の権利を害しない。

第66条 この訴訟に関する違反については和解することができる。

第7章

担当公務員

第67条 本法施行のために、担当公務員は刑法典に定める公務員であり、以下の権限をもつ。

- (1) 本法に定める違反行為がなされる合理的な疑いがあるとき、物品を捜索し、また検査するために、その関係者は誰であれ、その建物、事務所、工場、倉庫に日の出、日没の間、また、その場所における勤務時間内に立ち入ること、また、車両、船舶に立入ること
- (2) 本法に定める違反行為がなされる合理的な疑いがあるとき、訴訟提起のために、違反行為に関する文書、資料等を差押え押収すること
- (3) 何人に対しても、証言、会計簿、文書又はこの種の証拠が、本法に定める違反行為を立証するための証拠の発見またその使用が有用であると考えられる合理的な疑いがあるとき、これを証言すること、またそれらの提出を命ずること

何人であれ、担当公務員の行為に適切に協力しなければならない。

第68条 義務の遂行にあたり、担当公務員は関係する者に対し身分証明書を提示しなければならない。

その身分証明書は、大臣が定める方式によるものでなければならない。

第8章

罰則

第69条 第27条、第29条、第30条及び第50条に定める著作権又は実演家の権利を侵害する者は、2万バーツないし20万バーツ以下の罰金に処せられる。

前項に定める違法行為が営利行為のために行われるときは、その違反者は、6カ月ないし4年以下の懲役又は10万バーツないし80万バーツ以下の罰金に処され、また両科が併科される。

第70条 第31条に定める著作権侵害を犯した者は、1万バーツないし10万バーツ以下の罰金に処される。

前項に係る違法行為が営利行為のために行われるときは、違反者は、3日ないし2年以下の懲役、若しくは、5万バーツないし400万バーツ以下の罰金、又は、懲役と罰金の両者を併科する。

第71条 第60条第3項に定める委員会又は小委員会が求める証言や文書、資料の提出をしない者は3ヶ月以内の懲役若しくは5万バーツ以下の罰金又は両科を併科する。

第72条 第67条に定める担当公務員がその義務を履行するにあたり、担当公務員への協力の提供を妨害しまた行わない者、また第67条に定める担当公務員の命令を無視する者は、3月以下の懲役若しくは5万バーツ以下の罰金又は両科が併科される。

第73条 本法に定める違法行為を犯し、制裁を受けた者が、その刑から開放された後5年内に本法に定める違法行為を更に犯したときは、その違法行為につき定められた刑の2倍の刑が科せられる。

第74条 法人が本法に定める違法行為を犯したときは、法人の理事若しくは支配人の全員は、法人の違法行為について知らず、また、その同意なしに法人に違法行為があったことを立証することができないときは、法人と共犯になるとみなされる。

第75条 本法により、著作権又は著作者の権利を侵害すると構成される物品でタイ国内で作成されまた輸入された物品は全て、また、第69条若しくは第70条に基づき、違反者の所有に属する物品の全ては、著作権者又は実演家の権利の所有者へ交付され、違法行為をなすのに使用された物品はすべて没収されなければならない。

第76条 判決により科せられた罰金の1/2は、著作権者又は実演家の権利の所有者に支払われる。著作権者若しくは実演者の権利の所有者が受領した罰金の1/2を超

える額の損害賠償を求める民事訴訟を提起する著作権者若しくは実演家の権利の所有者の権利は影響を受けない。

第77条 長官は第69条1項及び第70条第1項に基づき違反者の罰金を定める権限をもつ。

経過規定

本法の施行の日に、B.E. 2474 の文芸、美術の著作物の保護に関する法律及び B.E. 2521 著作権法により保護される著作物は、本法により与えられる著作権の保護を享有する。

B.E. 2474 の文芸、美術の著作物の侵害に関する法律若しくは B.E. 2521 の著作権法の下で著作物とはされない本法施行前に作製された著作物は本法により与えられる著作権保護を享有する。

タイにおける著作権侵害対策ハンドブック

発行年月	平成 24 年 3 月
監 修	一般財団法人 比較法研究センター
調査協力	Price Sanond Prabhas & Wynne (Bangkok, Thailand)
発 行	文化庁 長官官房国際課 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号 TEL : 03-5253-4111 (代表) FAX : 03-6734-3813